

令和6年第9回教育委員会定例会議事日程

1 日 時

令和6年8月6日（火） 午前9時30分から

2 場 所

島本町役場 地階 第五会議室

3 議 事

第1 会議録確認委員の決定

第2 第35号議案 令和6年度教育費補正予算（案）について

第3 第36号議案 令和5年度島本町教育委員会の点検・評価に係る結果報告について

第 3 5 号 議 案

令 和 6 年 度 教 育 費 補 正 予 算 (案) に つ い て

教 育 長 に 対 す る 事 務 委 任 規 則 (昭 和 3 4 年 島 本 町 教 育 委 員 会 規
則 第 1 号) 第 1 条 第 1 項 第 1 3 号 の 規 定 に 基 づ き 、 議 決 を 求 め ま
す。

令 和 6 年 8 月 6 日 提 出

島 本 町 教 育 委 員 会

教 育 長 横 山 寛

令和6年度 教育費補正予算総括表

第35号議案資料

歳入					【単位：千円】		
款	項	目	節（説明）	補正前の額	補正要求額	補正後の額	備考
国庫支出金	国庫補助金	教育費国庫補助金	社会教育費補助金 (埋蔵文化財緊急調査費補助金)	2,547	2,161	4,708	当初見込みより、開発行為等に伴う埋蔵文化財調査が多く、総事業費の増加による国庫補助金の増額申請
府支出金	府補助金	教育費府補助金	教育総務費補助金 (スクールサポートスタッフ配置事業費補助金)	0	1,582	1,582	令和6年度交付決定に伴う歳入予算措置
諸収入	雑入	過年度収入	過年度国庫支出金 (過年度幼稚園費国庫負担金)	0	285	285	令和4年度分施設等利用給付費の実績確定に伴う追加交付
			過年度府支出金 (過年度幼稚園費府負担金)	0	295	295	令和4年度分施設等利用給付費及び令和5年度分施設型利用給付費の実績確定に伴う追加交付
合計				2,547	4,323	6,870	

※補正前の額等は、今回補正する「説明」に関する金額を記載している。

歳出

【単位：千円】

款	項	目	補正前の額	補正要求額	補正後の額	補正予算要求額における財源内訳			
						特定財源			
						国庫支出金	府支出金	地方債	その他
教育費	社会教育費	文化財保護費	2,824	4,323	7,147	2,161			
	合計		2,824	4,323	7,147	2,161	0	0	0

※補正要求額には、職員の人件費（給料、会計年度任用職員以外の職員手当等、共済費）は含まない。

※補正前の額等は、今回補正する事業の「節」に関する金額を記載している。

歳出内訳説明書

【単位：千円】

目	要求額	事業名	節（細節）	要求内訳	説明
文化財保護費	4,323	文化財保護事業	委託料 （事務等委託料）	4,323	遺跡範囲確認調査作業等業務 （埋蔵文化財調査に係る重機等掘削業務及び基準点測量業務の件数増並びに出土遺物実測図製作及び写真撮影業務点数増による増額）
計	4,323			4,323	

債務負担行為

[設定]

【単位：千円】

事項	期間 (自) (至)	限度額	限度額における財源内訳					設定理由
			特定財源				一般財源	
			国庫支出金	府支出金	地方債	その他		
オンライン学習による英語 コミュニケーション能力育 成業務	令和6年度 令和7年度	11,556	0	0	0	0	11,556	年度当初から円滑に実施でき るよう、令和6年度中に契約 を締結する必要があるため。
島本町立幼稚園・保育所健 康診断業務（尿検査）（う ち幼稚園分）	令和6年度 令和9年度	42	0	0	0	0	42	年度当初から円滑に実施でき るよう、令和6年度中に契約 を締結する必要があるため。

第 3 6 号 議 案

令和 5 年 度 島 本 町 教 育 委 員 会 の 点 検 ・ 評 価 に 係 る
結 果 報 告 に つ い て

教 育 長 に 対 す る 事 務 委 任 規 則 （ 昭 和 3 4 年 島 本 町 教 育 委 員 会 規
則 第 1 号 ） 第 1 条 第 1 項 第 2 0 号 の 規 定 に 基 づ き 、 議 決 を 求 め ま
す。

令 和 6 年 8 月 6 日 提 出

島 本 町 教 育 委 員 会

教 育 長 横 山 寛

令和5年度
島本町教育委員会の点検・評価
結果報告書

令和6年8月
島本町教育委員会

目 次

島本町教育委員会の点検・評価について	1
I 知・徳・体の調和と生きる力の育成	3
【1】小中一貫教育の推進及びキャリア教育の推進	3
【2】確かな学力の育成	6
【3】英語教育の推進	10
【4】豊かな人間性の育成	11
【5】健康教育・保育の充実と体力づくりの推進	17
【6】保幼小連携の推進	21
【7】支援教育・保育の充実	23
II 信頼される学校・幼稚園・保育所づくり	28
【1】地域に根付いた学校・幼稚園・保育所・学童保育室の運営体制の推進	28
【2】安全・安心な学校・幼稚園・保育所・学童保育室づくり	31
【3】教職員の資質向上とサービスの徹底	35
【4】快適な教育・保育環境の整備	39
III 生涯学習の推進	42
【1】青少年健全育成の推進	42
【2】文化財保護の推進	45
【3】生涯学習活動の推進	49
【4】図書館サービスの推進	52
【5】スポーツ活動の推進	56

島本町教育委員会の点検・評価について

1 趣旨

効果的な教育行政を推進し、住民への説明責任を果たすため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行うもの。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第26条

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（中略）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 点検・評価の方法

(1) 基本的事項

前年度の「島本町教育・保育重点目標」に対する進捗状況を点検・評価する。

(2) 点検・評価項目について

教育・保育重点目標における【目標項目】を「点検・評価項目」として設定し、項目ごとに「点検・評価シート」を作成する。

評価を行うに当たっては、各【目標項目】における【重点課題】の項目ごとに、前年度の取組状況を点検の上、「点検・評価項目」全体における総合評価を行う。

(3) 学識経験者の知見活用

点検・評価の実施に当たっては、「点検・評価協力者」として次の2名から助言を受けた。

ふりがな	ながい かんじ
氏 名	長 井 勘 治
所属・職名	武庫川女子大学 健康・スポーツ科学部 健康・スポーツ科学科 特任教授

ふりがな	かわくぼ かずこ
氏 名	川 窪 和 子
所属・職名	大阪成蹊大学・大阪成蹊短期大学 図書館副館長

3 点検・評価結果

別紙「点検・評価シート」のとおり。

4 点検・評価に関する今後の取組

今回の点検・評価結果及び学識経験者からの意見を踏まえ、今後、教育委員会として次のとおり取り組んでいく。

- 今後も継続して、総合教育会議において、課題となっている諸施策を中心に町長と積極的に意見交換及び協議を行う。
- 点検・評価結果を分析し、今後の教育・保育重点目標及び諸施策に反映させるとともに、継続して課題となっている事業等については、早期に課題解決できるよう、従来の方法だけでなく、新しい方法を検討し、迅速かつ計画的に取組を推進する。
- 町の教育を取り巻く諸課題について、教育委員会の附属機関や関係団体、町の関係機関等と連携を密にしながら、解決に取り組む。

I 知・徳・体の調和と生きる力の育成

【1】小中一貫教育の推進及びキャリア教育の推進

令和5年度教育・保育重点目標の内容

【重点目標】

- (1) 小中学校の教員が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な小中一貫教育の推進に係る指導方法の工夫・改善を図る。
- (2) 全ての教科において「主体的・対話的で深い学び」を推進していくために、児童・生徒のコミュニケーション力を育成し、一人一人が自分らしさを発揮できる学級づくり、集団づくりに努める。
- (3) 一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促すキャリア教育を推進し、児童・生徒が社会参画する上で必須となる力を培う。
- (4) 府立高等学校の特色づくり、厳しい就職状況等、中学校卒業時の進路選択に係る状況が大きく変化していることを踏まえ、全ての生徒に対して進路保障を図る観点から、進学や就職に関する情報収集・提供に努め、学校における進路ガイダンス機能の充実を図るとともに、中学1年生時より適切な指導・支援を計画的に行う。
- (5) 総合的な学習の時間を柱に、探究的な学習を重視するとともに、教科横断的な視点で学校の教育目標と関連付けた計画を作成する。

【本年度の指示事項】

- (1) 児童・生徒の実態に応じた習熟度別指導や、確かな学力を育成する指導等を推進するとともに、効果検証に努め、その結果を生かし、指導方法の工夫改善を図ること。
- (2) 児童・生徒のコミュニケーション力の育成に向け、小中学校の各学級・各教科において、対話のある授業及び互いに認め合える集団づくりに努めること。
- (3) 「キャリア・パスポート」を活用するに当たって、児童・生徒が振り返りの中で、自らの変容に気づき、自己理解を深め、主体的に学びに向かう力を付けていくことができるよう努めること。
- (4) 進学希望者に対しては、進路選択が多様化していることから、高等学校合同学校説明会や、各高等学校が実施する体験入学等を活用し、進路に係る情報収集・提供など、学校において適切なアドバイスと支援に努めること。
- (5) 進路に関する書類の作成に当たっては、組織的な校内進路指導体制の下、全ての教職員が相互に緊密な連携を図り、適正な事務処理を行うよう努めること。
- (6) 社会と自分との関連を意識させるため、身近な地域を含めた社会の課題を取り扱うことや、地域の教育資源の活用により多様な学習活動の充実を図る。

【実施内容】

(1) 小中一貫教育

島本町小中一貫教育推進協議会が中心となり、小中合同授業研究会や夏季教育セミナー等の開催を通して小中学校の教員が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程の編成や系統的な指導方法の工夫・改善に努めた。また、小中合同授業では、生活科、理科及び社会科の研究授業を行い、学識経験者から指導助言をいただいた。

(2) 学力向上

「主体的・対話的で深い学び」の実現のために、必然性のある学習課題の設定や探究的な学習を各校で推進するとともに、定期開催した学力向上担当者会において、町としての学力向上ビジョンや、大阪府教育庁や国の動向について指導助言を行った。

(3) キャリア教育

キャリア教育については、各校が教科等と連携し、児童・生徒の発達段階に応じてカリキュラム・マネジメントの視点を持ち、「キャリア・パスポート」を活用しながら推進した。

(4) 進路学習

中学校における進路学習については、進路指導用冊子（進路資料）を作成し、各中学校において全学年対象に配布するとともに、進路説明会や進路学習活動の中で活用した。特に、支援学級在籍生徒や不登校傾向にある生徒の進路指導に関しては、各校と教育委員会及び関係機関が連携を密にしながら、一人一人の適性を見極め、当該生徒や保護者への十分なガイダンスを行った。

(5) 探究的な学習の推進

各教科において探究的な学習の要素を取り入れた実践を進めると同時に、カリキュラム・マネジメントの観点から、総合的な学習や学校行事についても随時見直し及び点検を実施した。

【各年度の中学校卒業生に係る高等学校への進学率(%)】

年度	令和4年度	令和5年度
進学率	99.6(87.1)	98.9(93.1)

※ ()内は、全日制高校への進学率

【年間30日以上欠席がある不登校生徒(卒業生)の進路状況(人)】

年度		令和4年度	令和5年度
卒業生のうち年間30日以上欠席のあった不登校生徒数		21	19
内訳	進学した者	20	17
	専修学校入学者	0	0
	その他(就職、進路未定等)	1	2

【授業等で将来の進路や生き方について考える機会があると答えた生徒の割合(%)】

年度	令和4年度	令和5年度
中学校(全学年)	83.4	88.5

※ 各校の学校教育自己診断結果より

【「あなたは、将来の夢や目標を持っていますか」で肯定的回答の割合(%)】

	令和4年度		令和5年度	
	小学校 6年生	中学校 3年生	小学校 6年生	中学校 3年生
島本町	80.9	72.9	84.1	68.4
大阪府平均	77.9	64.5	79.6	64.1
全国平均	79.8	67.3	81.5	66.3

※ 全国学力・学習状況調査 児童質問紙及び生徒質問紙より

【令和5年度における小中一貫教育推進に係る主な取組】

- 小中一貫教育推進協議会事務局会議 月例で開催
- 町教育研究会との連携による10教科カリキュラム研究会の開催(定例)
- つなぎングスクール(合同授業参観、小学校6年生による中学校での授業体験)

【評価】

(1) 小中一貫教育について

小学生が中学校の授業を体験する「つなぎングスクール」については、中学校教員による授業体験を実施した。結果として、中学校への円滑な接続や期待感の高揚につながることができた。

(2) 学力向上について

小中学校で1人1台端末を活用した授業展開を推進するとともに、児童・生徒のコミュニケーション力を育成し、一人一人が違いを認め合い、自分らしさを発揮できる学級づくり、集団づくりを企図して、「主体的・対話的で深い学び」の取組を推進できた。

(3) キャリア教育について

各中学校において、カリキュラム・マネジメントの視点に基づいてキャリア教育及び職業学習を進める観点から、旧来の町内事業所における一斉の職場体験形式は、令和5年度以降実施しないこととした。各中学校では地域人材や企業との連携をもとに、独自の職業学習を実施することができた。

(4) 進路学習について

各中学校において、3年間の進路学習計画を基に、生徒個々の状況に応じたきめ細かい進路指導が組織的に行われ、成果として生徒自身が主体的に進路を選択することができた。

(5) 探究的な学習の推進について

学力向上担当者会や校内研修、町実施の初任者及び10年経験者研修等で、「主体的・対話的で深い学び」を実現するため、探究的な学習へ繋がる授業の在り方等について指導助言を行い、授業改善の取組を推進した。

【今後の課題】

(1) 小中一貫教育について

町全体での小中一貫教育の推進と同時に、これまでの取組実践の継承と新たな展開に向けて、中学校ブロックごと（第一中学校ブロック：二保・一幼・一小・三小・四小・一中、第二中学校ブロック：四保・二小・二中）における、特色ある連携・一貫教育の取組を推進していく。また、習熟度別指導等を通じて、キャリア教育の基盤となる各教科の学習も更に充実させていく。

(3) キャリア教育について

キャリア教育推進の柱として、「自己表現力」「課題探究力」「社会参画力」といった「見えない学力」を育むこと及び義務教育終了までに、社会的・職業的自立に必要な資質・能力を育成することを目的として、学校教育全体を通じて実施されるキャリア教育となるように、その内容を見直していく必要がある。

また、「キャリア・パスポート」等を活用し、9年間を見通したキャリア教育を実施する。

(4) 進路学習について

進路選択が多様化していることから、迅速な情報収集と提供に努め、学校における確かな進路ガイダンス機能の充実を図ることが必要である。また、不登校生徒や支援学級在籍生徒等に対しては、早い時期から本人及び保護者のニーズを把握し、卒業後の進路を見据えた適切な指導・支援を行えるよう、適宜進路に関する情報提供と各関係機関とも連携した支援を行っていく必要がある。

【２】確かな学力の育成

令和５年度教育・保育重点目標の内容

【重点目標】

- (1) 全国学力・学習状況調査、大阪府中学生チャレンジテストや大阪府新学力テスト（小学生すくすくウォッチ）等を有効に活用し、児童・生徒の学習状況を詳細に把握し、各校の実情を踏まえた具体的な教育目標を設定し、課題の焦点化により、具体的取組を学校全体で進めることで、PDCAサイクルを機能させる。
- (2) 設定した目標の実現を目指して、学校が社会と共有・連携しながら適切な教育課程を編成し、カリキュラム・マネジメントの実現を図り、創意工夫を生かした特色ある教育活動を実施する。
- (3) 加配教員を有効に活用し、習熟度別指導を含めた少人数指導の工夫による個別最適化及び協働的学びの実現を図る。
- (4) 安心して自分らしさを発揮できる学習環境の醸成に向け、ユニバーサルデザイン・合理的配慮による取組を推進し、児童・生徒が学び合うための学習規律の確立に努める。また、全教職員が、正しい子ども理解と児童・生徒との信頼関係に基づく指導体制を組織的に取り組む。
- (5) 児童・生徒が主体的に取り組む共同的な活動や自己存在感や充実感を感じられる取組を推進する。また、主体的・対話的で深い学びによる学習形態の授業づくりを推進する。
- (6) 小中学校においては、学校図書館や町立図書館を積極的に活用し、読書が好きな児童・生徒の増加に努める。また、学校図書館司書と連携を密にし、教材研究を共同で行う等、学校図書館を有効に活用する授業の在り方についても研究を推進する。

【本年度の指示事項】

- (1) 大阪府中学生チャレンジテスト（全学年対象）、大阪府新学力テスト（小学生すくすくウォッチ、第５・６学年対象）及び全国学力・学習状況調査（小学校第６学年・中学校第３学年対象）の結果分析から本町の児童・生徒の学力等の実態把握を行い、課題の焦点化と課題に正対した取組を実施すること。
- (2) 全ての児童・生徒が主体的に学びに向かう力（資質・能力）の育成を図ること。児童・生徒が自分に合った学び方を習得する学習改善に取り組む。具体的に学習環境、学習課題、学習形態、学習評価の４点について改善に取り組むよう指導すること。
- (3) 教育センターの支援と協力を得ながら、学校と保護者・地域の協働・連携によって、児童・生徒に対し自学自習力の育成を図ること。
- (4) 探究のプロセスを「課題の設定」、「情報の収集」、「整理・分析」、「まとめ・表現」に分けた探究中心の授業づくりを１年間の見通しを持って、計画・実施すること。
- (5) スクールエンパワーメント推進事業（確かな学び推進校）を旗艦校に、全小中学校において、「対話・話し合い活動」の指導研究に努め、主体的・対話的で深い学びの授業づくりを推進すること。
- (6) 各校において、ICT活用を効果的に活用するために、ICTワーキング・グループ等の組織を立ち上げ、積極的活用が可能な教員を中心に、情報共有及び取組を推進すること。また、町内小中学校で文部科学省CBTシステム（MEXCBT）の利用が可能になったことを鑑み、学力調査以外の場面でも積極的な活用を実施すること。

【実施内容】

(1) 学力向上

学力担当者会議を定例で実施し、各校における教育目標達成のための教育課程について交流を図り、教科指導と教育目標の実現を結び付けるカリキュラム・マネジメントの研究を行った。また、チャレンジテスト及びすくすくウォッチについて、出題意図や正誤の傾向等について、大阪府教育庁実施の担当者会等で示された資料を基に研修等を実施した。

(2) 地域に開かれた学校

「学校教育自己診断」について、ホームページで全体の結果概要を公表するとともに、各校において、結果についての分析評価を基に、課題解決を意識した教育活動を行った。

【学校教育自己診断による授業についての意識調査結果】

肯定的回答(「よくあてはまる」及び「ややあてはまる」)の割合(%)

校種・質問事項		年度	令和4年度	令和5年度
小学校	「学校で、自ら進んで学習に取り組んでいる。」		81.0	78.0
中学校	「先生は、生徒が自ら進んで学ぶことができる授業を行っている。」		88.3	94.1

※ 令和5年度から文言を変更

(3) 指導方法の工夫改善定数

各校が抱える実践上の課題を把握し、その解決に向けて、組織的に取り組むために校内研究の充実や具体的方法についての検討を図った。特に、指導方法の工夫改善定数加配を活用し、各校の課題に応じた教職員を配置するとともに、独自の学力向上に係る取組を実践した。

(4) 学習環境の整備

児童・生徒の学習状況を検証し、児童・生徒の学習改善や教職員の授業改善を図るため、身に付けたい力を明確にするとともに、ユニバーサルデザインの観点を踏まえた授業スタンダードの設定や、評価・評定について学校と児童・生徒、保護者が共通理解を持つための資料の作成等、全ての児童・生徒の学びを保障できる方策について研究するとともに、指導と評価の一体化について取り組んだ。

(5) 主体的・対話的な深い学び

協働的な活動や自己存在感及び充実感を感じることができるような取組の根幹として、道徳教育推進教員を中心に、年間の教育課程において「考え、議論する道徳」を実践するカリキュラムを作成した。また、主体的・対話的で深い学びの推進に向けて、ICT機器やシンキングツールの活用等を増やし、児童・生徒の教育活動が深化する仕掛けを多く取り入れた。

(6) 読書活動の推進

各校において、朝の読書活動の推進や図書館の環境及び蔵書の整備、読書週間における様々な活動及び読書指導を意識した授業の展開等を行った。また、町独自で、学校図書館司書を各校に1人ずつ継続して配置した。

【学校教育自己診断による読書習慣及び学校図書館利用についての意識調査結果】

肯定的回答(「よくあてはまる」及び「ややあてはまる」)の割合(%)

校種・質問事項		年度	令和4年度	令和5年度
小学校	「読書をよくする。」		68.2	69.3
中学校	「学校では、朝読書など、読書活動に積極的に取り組んでいる。」		88.5	91.8

※ 小学校は令和5年度から文言を変更

【島本町立学校図書館の貸出数】

校種・貸出数等		年度	令和4年度	令和5年度
小学校	児童貸出総数(冊)		185,057	178,872
	児童総数(人)		1,951	1,941
	一人当たりの貸出冊数(冊)		95	92
中学校	生徒貸出総数(冊)		9,927	13,305
	生徒総数(人)		846	871
	一人当たりの貸出冊数(冊)		12	15

【評価】

(1) 学力向上について

全国学力・学習状況調査、大阪府チャレンジテスト及び小学生すくすくウォッチの実施により、児童・生徒の学力課題等に関する分析が進み、設問の分析等を通して、求められている学力観等について教職員間での理解が進んだ。また、中学校においては、チャレンジテストの結果を活用した府内統一ルールによる評価活動が展開され、一定の指標として活用できた。評価の観点については、一部の観点到偏重することがないよう、各校で共有した。

(2) 地域に開かれた学校について

「学校教育自己診断」の結果について、各校において分析を行い、課題解決を意識した教育活動を推進した。また、自学自習力の育成等のため、学校園支援ボランティアネットに登録された学習アドバイザーを活用した放課後学習教室等を開催できた。

(3) 指導方法の工夫改善定数について

各校の児童・生徒の実情や、学校課題に応じた指導方法実現のため、大阪府教育庁とも協議のうえ、小学校英語専科、小中連携、小学校専科、小中少人数・習熟度別指導の工夫改善定数加配を各校に配置し、適切に運用した。

(4) 学習環境の整備について

落ち着いた学習環境の醸成に向けて、ユニバーサルデザインを意識した授業プランの実施や学習規律の確保等、教職員及び児童・生徒の共通した認識の上での取組により、学校組織としての機能が高まった学校も見られた。

(5) 主体的・対話的な深い学びについて

学力向上担当者会やGIGAスクール連絡会を通じて、各校の取組に基づく好事例を共有し、ICT機器を効果的に活用した学びの推進に取り組んだ。

また、全国学力・学習状況調査のCBT化（コンピュータ使用型調査）に向けて、児童・生徒の実態や目的に応じた教材ツールとして、文部科学省が開発したオンライン学習システム（MEXCBT）の利活用を推進するための情報を共有した。

(6) 読書活動の推進について

小中学校に各1人の学校図書館司書を継続配置したことで、図書館運営が改善・向上し、児童・生徒による図書館の利活用が一層促進された。

【今後の課題】

(1) 学力向上について

スクール・エンパワーメント推進事業を柱に、みづまろキッズ保育・教育ビジョンが目指す「自己表現力」「課題探究力」「社会参画力」の育成を目標として、見えない学力の伸長及び「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、対話のある授業づくりを推進するとともに、取組について広く町内に周知する。また、指導と評価の一体化を意識し、評価・評定についての説明責任を果たし、より透明性の高い評価について研究を進めていく。

(3) 指導方法の工夫改善定数について

児童・生徒の学力向上を目指して、習熟度別指導・少人数指導等を通じて、自学自習力を高めていくとともに、1人1台端末等を活用し、「個別最適化された学び」と「協働的な学び」を推進していく必要がある。特に、大阪府教育庁作成の「情報活用能力ステップシート」を活用し、各学齢で身に付けるべきICT機器の活用及び情報活用能力について整理し、授業実践を重ねていく。

(6) 読書活動の推進について

読書習慣を身に付けることは、学力向上とも深く関わっている。学校は、読書習慣を形成していく上で、大きな役割を担っていることから、学校全体での組織的な取組を続けていく必要があると考える。そのために、図書館司書を中心に、学校図書館の環境整備を行うとともに、授業での学校図書館の活用、学校図書館司書の教室での授業参加等学校全体で読書力を育てる授業づくりに継続して取り組む。

【3】英語教育の推進

令和5年度教育・保育重点目標の内容

【重点目標】

- (1) 就学前（保育所5歳児・幼稚園）では、定期的に外国人講師による体験的・活動的な英語活動・多文化理解教育を実施する。
- (2) 小中学校においては、英語を実際に活用する場面を設定し、互いの考えや気持ち等を英語で即興的に伝え合う対話的な言語活動を行うよう努める。
- (3) 授業アンケートや英語能力判定テストを活用し、児童・生徒の学習成果や課題を客観的に検証する。
- (4) 小学校では、聞くことを中心に外国語に慣れ親しませ、言語や文化について体験的に理解を深めるとともに、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育てる。

【本年度の指示事項】

- (1) 外国人講師の活用にあたっては、法令を遵守し、適正な活用にあつめること。また、長期休業中等を活用して、研修等を行えるよう努めること。
- (2) 英語教育の取組や成果を保護者・地域へ情報発信を行うこと。
- (3) 小学校第5・6学年においては、専科教員や加配教員を十分に活用し、児童・生徒の資質能力向上や教職員の負担軽減にあつめること。
- (4) 中学校では、外国人講師と双方向でのコミュニケーションの充実を図ることを目的に、1人1台端末を活用したオンライン英会話を複数回（1年生及び3年生：年間5回、2年生：年間7回）実施すること。
- (5) 中学校英語科の授業について、オールイングリッシュを基本とし、生徒の発話量を増やし、生徒が英語に触れる機会を充実させるよう努めること。その際、生徒の理解の程度に応じた英語を用いるようにすること。

【実施内容】

- (1) 外国人英語指導助手派遣（ALT）
公立幼稚園及び保育所に年間6回派遣し、英語を用いたコミュニケーション活動を実施した。
小学校では、1・2年生に対して年間6回、3～6年生に対して年間12回派遣し、英語活動を実施した。
また、小学校英語専科教員を活用し、専門性を持った教員が授業を展開することで、小学校担任の負担軽減及び質の高い英語教育を実践した。
- (2) オンライン英会話
中学校では、1人1台端末を活用し、外国人講師と対面で1回25分、1年生及び3年生に対して年間5回、2年生に対して年間7回のオンライン英会話を実施し、英語を用いた即興的なコミュニケーション能力の向上や多文化理解教育を実践した。
- (3) 英語教育の学習成果と課題の検証
小学校（4～6年生）では、授業アンケートを実施した。また、中学校では、英語能力判定テスト（英検I B A）を活用し、全生徒の英語力を測り、分析した。

【英検I B A結果（％）】

英検3級以上	令和4年度	令和5年度
中学2年生	55.9	54.3
中学3年生	80.3	82.1

※ 中学1年生については、I B Aの仕様上英検4級以上のみ判定

【生徒（中学３年生）の英語力の状況（％）】（「英語教育実施状況調査」（文部科学省）より）

		令和4年度	令和5年度
３級以上 相当	島本町	78.0	72.9
	全国	49.2	50.0
３級以上	島本町	41.5	45.8
	全国	27.3	27.9

※ 「３級以上」は、実際に英検３級以上の認定を受けている生徒の割合を指し、「３級以上相当」は、認定を受けていなくとも、学校での学習状況により「見込み」で計上した生徒を含んだ割合を指す。

【児童（小学３年生～６年生）の意識（％）】（「英語教育に関するアンケート」（島本町）より）

質問項目	肯定的回答の割合	
	令和4年度	令和5年度
(1) 外国語活動や英語の勉強は好きだ。	77.1	77.9
(2) 外国語活動や英語の授業中にわからないことがあったとき、先生や友達に尋ねてわかろうとしている。	84.1	85.5
(3) 外国語活動や英語の授業で学習したことは、将来、社会に出たときに役に立つと思う。	92.9	92.9

(4) A L Tを通じた多文化理解

小学校におけるA L Tの活用については、各校の英語専科加配教員等が中心となり、外国語授業のみならず、学校行事等でも積極的な活用を行い、児童の多文化理解を進める端緒を開くことができた。

【評価】

(1) 外国人英語指導助手派遣（A L T）について

幼児らは、外国人英語指導助手（A L T）に対し臆せず接しており、また、外国語活動を楽しむ場面が見られた。小学校においても、配置されたA L Tを活用し、英語専科教員等が中心となって質の高い外国語教育を実践した。

(2) オンライン英会話について

中学校においては、オンライン英会話を通して、修得した英語を用いたコミュニケーション活動を行った。

(3) 英語教育の学習成果と課題の検証について

教育課程特例校制度から授業時数特例校制度へ移行し、時間割において、特設の英語の授業時数が削減されることとなったが、生徒の英語力について、各種学力調査結果から、府・全国平均を上回る結果が出ている。英検 I B Aの結果等についても、中学校３年卒業時の英検３級相当の割合も高い値を継続し、これまでの英語教育の取組の成果がみられる。

(4) A L Tを通じた多文化理解について

外国語活動、外国語の授業のみならず、音楽や社会等の授業や、掃除や朝のあいさつ等にA L Tが参画することで、小学校生活全体を通じた多文化理解が推進できた。

【今後の課題】

(1) 外国人英語指導助手派遣（A L T）について

児童・生徒が英語を通じて、自分の思いや考えを互いに伝え合い、尊重し合えるようになるため、学校生活全体の中で、A L Tによる教職員向け研修の実施、オールイングリッシュでの授業実践等発話量が増える取組を更に進める必要がある。

(2) オンライン英会話について

特に小学校教員に対して、指導力とともに英語力を高める取組を推進する必要がある。中学校教員においては、専門性をより発揮し、小中学校が連携した授業改善の取組に際して中心的な存在となる等の必要が求められる。

(3) 英語教育の学習成果と課題の検証について

文部科学省C B Tシステム（M E X C B T）において、英語力のアセスメントが可能な問題の搭載が増加していることや、大阪府教育庁が作成した大阪版C A N－D Oリスト等を活用することにより、児童・生徒の英語力把握を客観的な視点から行う。

【４】豊かな人間性の育成

令和５年度教育・保育重点目標の内容

【重点目標】

- (1) 全ての児童・生徒にとって安心して学べる教室をつくるため、児童・生徒理解に基づく信頼関係を構築し、自己肯定感及び自己有用感を高めることができるよう、成長を促す指導を推進する。
- (2) 児童・生徒の豊かな人間性を育むため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進する。一人一人の児童・生徒が道徳的価値を自覚し、自己の生き方について考えを深めるとともに、日常生活や様々な場面や状況で、道徳的価値を実現するための適切な行為を主体的に選択し、実践することができるような内面的資質の向上を図る。
- (3) 人権及び人権問題に関する正しい理解を深め、女性、子ども、障害者、同和問題（部落差別）、在日外国人、性的マイノリティ、感染症等に係る人権問題をはじめ、様々な人権問題の解決を目指した教育を人権教育として総合的に推進する。その基盤となる力（全ての児童・生徒の自尊感情を育むとともに、自己実現する力、物事を確かな根拠に基づいて、客観的・論理的に考える力、自他の人権を認め合うとともに、行動にうつすことができる力）を育成する。
- (4) いじめ・暴力行為等の問題行動に対して、学校のみならず家庭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、府のスクールロイヤー等の専門人材を活用し、校内の生徒指導体制の充実を図り、関係機関が一体となったチームによる取組を推進する。
- (5) 「島本町いじめ防止等基本方針」を踏まえ、いじめの防止等に取り組む。学校において、全ての児童・生徒の信頼関係を育む取組が推進されているか点検するよう努める。また、日頃から、いじめの早期発見や対応の在り方等について、管理職及び教職員の理解を深めておくよう指導する。
- (6) ヤングケアラーについて教職員の理解を深めるとともに、早期発見・把握に努め、関係機関や専門家と連携し、適切な支援につなげる。
- (7) 子どもへの虐待防止に関しては、教職員一人一人が虐待を発見しやすい立場であることを自覚し、児童虐待の認識を深め、子どものわずかな変化も見逃さないよう日頃から十分注意を払い、早期発見・早期対応に努め、関係機関との連携に努める。

【本年度の指示事項】

- (1) 情報発信による他者への影響、ネットワーク上のルールやマナー、情報には自他の権利があること、情報には誤ったものや危険なものがあること、健康を害するようなネット依存に陥る可能性があること等、自らの行動について考えさせる情報モラル教育を実施すること。
- (2) 全ての教職員が研修等を通じて自らの人権感覚を高めるとともに、あらゆる場面で人権意識を絶えず見つめ直しつつ教育活動を行うよう指導すること。
- (3) いじめの早期発見・早期対応については、日常から子ども理解に努めるとともに、子どもの不安や多様な悩みをしっかりと受け止められるよう信頼関係を築くこと。教職員がいじめ（疑いを含む。）を発見し、又は相談を受けた場合には、一人で抱え込まず、速やかに学校いじめ対策会議を開催し、組織的な対応につなげるよう指導すること。その際、被害児童・生徒の心情に寄り添った対応に努めるよう指導すること。
- (4) 不登校児童・生徒の状況や背景が多様・複雑であることを踏まえ、児童・生徒が自らの進路を主体的に選択し、社会的に自立することを目指せるよう、島本町適応指導教室や民間の団体等との連携を含め、実状に応じた適切な支援が行われるよう指導すること。
- (5) 子どもへの虐待の防止に当たっては、児童虐待の防止等に関する法律の趣旨を踏まえ、「虐待を発見した場合」や確証がなくても「疑いのある場合」には、校長・園長・所長を窓口として子ども家庭センター、教育委員会、要保護児童対策地域協議会などに速やかに相談や通告を行い、学校・幼稚園・保育所等として組織的に対応するとともに各関係機関と継続的な連携を図ること。特に、早期発見の観点から、欠席が継続している子

どもに対して、定期的な安全確認を行うこと。

- (6) 児童・生徒一人一人の心身の状況把握に努めるとともに、様々な思いや悩み、不安を持つ児童・生徒に対して、保護者や専門家、関係機関と連携しながら、教職員全体で支えていくこと。
- (7) 感染者や医療従事者及びその家族等に対し、偏見や差別が生じないように十分に留意し、意識の醸成に努めるとともに、正しい知識と理解を求める学習や、いじめを起こさない学校・学級づくりを一層推進させること。

【実施内容】

(1) 生徒指導

不登校児童・生徒の状況や背景が多様・複雑であることを踏まえ、児童・生徒が自らの進路を主体的に選択し、社会的に自立することを目指せるよう、島本町自立支援教室（教育支援センター）パコや民間の団体等との連携を含め、実状に応じた適切な支援が行われるよう各校に対して指導を行った。

(2) 人権教育

島本町人権教育研究協議会や島本町教育研究会等と連携しながら、教職員の人権教育の実践力を高めるための研修を実施した。また、町内の教育活動に係る実践内容を研究冊子「しまもとの教育」にまとめ、各校に配布することで具体的な実践例の共有を図った。

(3) 人権教育

島本町人権教育研究協議会の「部落問題学習」「子どもの育ちと進路保障」「ともに学び、ともに育つ」「ジェンダー平等教育」の4つの専門部会の活動が2年目となり、昨年度から継続して様々な世代の教職員が、『ともに考え、ともに実践』を創造していくための取組の充実を図ることができた。

(4) スクールソーシャルワーカー配置

大阪府スクールソーシャルワーカースーパーバイザーを講師に招いてのスクールソーシャルワーカー連絡会を開催し、ケース対応において、各関係機関との連携について情報共有するとともに、個別のケースについても検討会議を実施した。また、警察・福祉・教育・保健などの関係部局・機関からなる要保護児童対策地域協議会に参画し、児童虐待の通告などがあった場合、ケース検討会議を開催して適切に対応を行った。

(5) いじめ防止等基本方針に基づいた取組

いじめ防止等基本方針の一部改定を行い、各校において、積極的にいじめを認知できるようにしたことで、認知件数が大幅に増加し、各事案に対して、丁寧かつ適切な対応につなげることができた。また、教育委員会の附属機関「島本町いじめ等対策委員会」を2回開催し、いじめ防止の有効な対策等を検討するとともに、町のいじめ・不登校（虐待）対策連絡会を3回開催し、いじめを予防する包括的取組の共有を行った。

【小・中学校におけるいじめの認知件数(件)及び千人率(人)】

年度			令和4年度	令和5年度
校種				
小学校	島本町	件数	19	72
		千人率	9.8	37.1
	大阪府	千人率	134.2	現在未発表
	全国	千人率	89.8	現在未発表
中学校	島本町	件数	3	63
		千人率	3.5	72.3
	大阪府	千人率	46.5	現在未発表
	全国	千人率	36.5	現在未発表

※ 千人率＝児童・生徒1,000人当たりの発生率

※ 令和4年度「いじめ」の認知ケース(小学校19件、中学校3件)については解消

【小・中学校における不登校の認知件数(件)及び千人率(人)】

年度			令和4年度	令和5年度
校種				
小学校	島本町	件数	43	57
		千人率	21.9	29.4
	大阪府	千人率	17.2	現在未発表
	全国	千人率	17.2	現在未発表
中学校	島本町	件数	55	57
		千人率	64.1	65.4
	大阪府	千人率	64.8	現在未発表
	全国	千人率	62.7	現在未発表

※ 千人率＝児童・生徒1,000人当たりの発生率

(6) 児童・生徒支援

学期に一度の児童・生徒対象のアンケートを実施し、様々な思いや悩み、不安を持つ児童・生徒一人一人の心身の状況を把握するとともに、保護者や専門家、関係機関と連携しながら、児童・生徒一人一人を教職員全体で支えていくための体制づくりに努めた。

(7) 児童虐待防止

普段の健康観察をはじめ、発達支持的生徒指導を通して、虐待の可能性について十分注意を払い、早期発見・対応に努めるよう各校と情報共有を行った。

児童・生徒への面談回数については、学期に1回ずつ増加させ、各校において支援が必要な児童・生徒を発見した人数を10人程度増加させた。

【評価】

(1) 生徒指導について

不登校児童・生徒が自らの進路を主体的に選択し、社会的に自立することを目指せるよう、各校と島本町自立支援教室（教育支援センター）パコや民間団体等との連携の充実を図り、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な支援が行われるよう努めることができた。

(2) 人権教育について

島本町人権教育研究協議会や島本町教育研究会等と連携した教職員研修を実施することができた。また、町内の教育活動に係る実践内容を「しまもとの教育」にまとめ、各校に配布することで、具体的な実践例の共通理解を深めることができた。

(3) 人権教育について

人権教育の推進に当たっては、島本町人権教育研究協議会の4つの専門部会の活動が充実し、各専門部会における研究授業等を通して、教職員の人権意識の醸成を図ることができた。また、子どもたちが、ともに学び合い、支え合う中で、一人一人の自分らしさを大切にしたい取組を推進することができた。

(4) スクールソーシャルワーカー配置について

スクールソーシャルワーカー連絡会において、大阪府スクールソーシャルワーカースーパーバイザーからいただいた様々な助言を生かし、各校におけるケース対応や各関係機関との連携の充実につなげることができた。また、警察・福祉・教育・保健などの関係部局・機関からなる要保護児童対策地域協議会に参画し、児童虐待の通告などがあつた際には適切に対応することができた。

(5) いじめ防止等基本方針に基づいた取組について

島本町いじめ防止等基本方針を改定したことで、各校におけるいじめ認知と早期対応への理解が深まり、各事案に対して、丁寧かつ適切な対応につなげることができた。また、スクールソーシャルワーカー（町派遣3人）やスクールカウンセラー（府派遣2

人、町派遣2人)等、専門家と連携した早期発見・早期対応に努めることができた。

(6) 児童・生徒支援について

学期に一度の児童・生徒対象のアンケートを実施することで、様々な思いや悩み、不安を持つ児童・生徒一人一人の心身の状況を把握するとともに、保護者や専門家、関係機関との連携に生かすことができた。また、各校における児童・生徒一人一人への支援体制構築が進んだ。

(7) 児童虐待防止について

虐待防止・対応に関わっては、スクールソーシャルワーカー、子育て支援課家庭児童相談員、指導主事による連絡会議を定例開催し、多角的な子ども・家庭支援について、恒常的に連携することができた。

また、年度途中から試行的に校務支援システムを導入したことにより、教職員の事務等の業務にかかる時間が軽減され、児童・生徒に対して、個別面談を行う回数を増やすことができた。

【今後の課題】

(3) 人権教育について

島本町人権教育研究協議会と連携し、小中学校の教職員全体で人権感覚の醸成と人権に関する知識理解を深めるための研修や、人権教育の指導力の向上に向けた研修の実施を組織的・計画的に進める。

(4) スクールソーシャルワーカー配置について

児童・生徒の安全確認やケア等の対応について、スクールソーシャルワーカーや関係機関等と連携した取組に加えて、島本町教育センターにおける相談業務の更なる充実を図る。

(5) いじめ防止等基本方針に基づいた取組について

いじめを予防する包括的取組として、いじめ予防につながる授業等を、年間を通じて計画的に実施する。また、一人一人の教育的ニーズを把握し、支援や配慮を要する児童・生徒が安心して学べる環境づくりに努める。

【５】健康教育・保育の充実と体力づくりの推進

令和５年度教育・保育重点目標の内容

【重点目標】

- (1) 健康教育（保健・安全教育及び食に関する指導）の推進に当たっては、学校保健委員会等を組織し、全ての学校で健康や食育に関する全体計画、年間指導計画を継続して策定する。その際、体育・保健体育や生活科等の教科と「総合的な学習の時間」や特別活動との関連を図る。また、保護者を委員とした学校保健委員会を開催するなど、家庭や地域との連携による健康教育推進に努める。
- (2) 幼稚園・保育所では、小学校との接続を図るため体育遊び等のプログラム開発研究を進める。小中学校では、体力向上の取組推進に当たり、大阪府教育委員会が作成した「体力向上実践事例集」を活用し、各校の状況や子どもの実態に応じた体力づくりの取組を進める。また、町内の小中学校全学年において、継続して新体力テストを、小学校３・４年生においてＩＣＴ活用による子どもの体力向上事業（小学３・４年生スポーツテスト）を実施する。
- (3) 児童・生徒が様々な運動の特性に触れることができるよう、体育授業の充実や地域人材等の活用を進めながら、スポーツや運動遊びの日常化を図り、児童・生徒の運動習慣の確立に努めるよう指導する。
- (4) 子どもの基本的生活習慣を確立するため、「健康３原則」（調和のとれた食事、適切な運動、十分な休養や睡眠）の理念に基づき、家庭との連携（保護者集会や懇談会等での啓発など）に努める。
- (5) 食育基本法を踏まえ、食育推進基本計画（学校における食育の推進・学校給食の充実）を具現化していくため、食事を作る楽しさを知り、栄養や食事のとり方を理解し、望ましい食生活を送る心構えを養い、また、家庭においても自ら栄養バランスに関心を持ち、食に関する役割を担える児童・生徒の育成に努める。
- (6) 学校における食物アレルギー事故防止の徹底を図り、食物アレルギー対応に関する具体的な方針やマニュアルを定期的に見直し、研修等において教職員に周知を図る。
- (7) 性に関する指導については、幼児・児童・生徒の発達段階を踏まえ、ジェンダー平等の視点や「性の多様性」について、教職員が理解し、実態に応じた指導に努める。

【本年度の指示事項】

- (1) 喫煙・飲酒・薬物乱用防止の指導については、教職員や保護者への啓発も含め、関係機関や専門家等を活用しながら、学校教育活動全体を通じて適切に取り組むこと。とりわけ、中学校については、薬物乱用防止教室等を年に１回以上開催すること。
また、性教育を推進する際には、児童・生徒の発達段階を踏まえ、全教職員の共通の理解の下、校内体制を整えるとともに、集団指導と個別指導を効果的に組み合わせ、適切な指導を行うこと。
- (2) 部活動については、「島本町部活動の在り方に関する方針」（島本町部活動ガイドライン）を基に、各中学校の部活動に係る活動方針にのっとり、生徒の自主性・主体性を尊重し、休養日の設定等望ましい活動日数・時間を検討し計画的に実施すること。また、部活動の地域移行に関わる事項を主たる議題として、これに係る環境の整備を推進するため、部活動地域移行検討連絡会（仮）を設置すること。
- (3) 「熱中症事故の防止に向けた対応について（通知）」を参考に、暑さ指数が 31°C 以上となった場合は運動中止としたことから、通常の体育の授業・水泳の授業・部活動・校外学習・学校行事等においても、適切な実施の判断を行うこと。暑さ指数による指標を活用し、適切な措置を講じるなど熱中症事故の防止に万全を期すよう、教職員に指導すること。
- (4) 新学習指導要領の中学校保健分野において、「がんについても取り扱うものとする」と明記され、健康教育の一貫として、自他の健康と命の大切さについて学び、がんに対する正しい理解と、がん患者や家族などのがんと向き合う人々に対する共感的な理解を

深める「がん教育」の実践に取り組むこと。

- (5) 健全な学校生活を送る上で食事の栄養バランスを考えることは、学習意欲・集中力・体力を向上させるために大切な課題であることから、望ましい食習慣の形成に結びつく実践的な態度を育成できるよう、食育の取組を実施すること。また、学校給食・食育を通して自らの食生活を振り返ることにより、生活習慣を見直し、改善していく意欲を培い、今後生涯に渡って食生活を営んでいく基礎を築いていけるよう指導すること。
- (6) 食物アレルギーを有する児童・生徒の安全を最優先とし、普段から食物アレルギー対応委員会等での緊急時における対応を定期的に確認し、対応できるようにすること。
対応申請の確認から面談や対応開始まで、必ず複数で確認するとともに、誰もが対応の流れを把握した上で、組織的に対応できるようにすること。また、事故及びヒヤリハット等が発生したときは、校内で情報共有を行い、改善策等を検討すること。

【実施内容】

(1) 健康教育

各校において、学校保健計画、食に関する指導の全体計画を策定し、教科等横断的な視点でも健康教育を推進した。

(2) 保幼小における体力・指導力向上

幼稚園では、遊びを通した運動（リズム運動、体操、サーキット運動、なわとび、竹馬、天狗下駄等）の機会を日常的に取り入れることにより、年間を通じての体づくりに努めた。

保育所では、鉄棒、ブランコ等の遊具を活用して懸垂、ぶらさがり等や、山登り等の活動を行うことにより、体力及びバランス感覚の向上に努めた。また、外部の講師を招聘し、集団づくりを兼ねた運動遊びを実施した。

小中学校では、全国体力・運動能力、運動習慣等調査や小学校3・4年生対象のICT活用による子どもの体力向上事業等の体力調査について、意義や目的を児童・生徒にも共有した。また、小中連携の観点からも研究授業等を実施し、指導力の向上に努めた。

【体力調査結果（点）】

	令和4年度		令和5年度	
小学校5年生	男子	女子	男子	女子
島本町	53.1	53.3	52.5	52.6
全国平均	52.3	54.3	52.6	54.3
中学校2年生	男子	女子	男子	女子
島本町	44.6	47.4	38.5	45.9
全国平均	41.0	47.4	41.3	47.2

(3) 体力向上

小学校において、体育の授業で、児童が活動する場面を多く確保するとともに、授業間の時間等を活用し、各校における体力向上の取組を推進した。

中学校において、運動部活動の活性化を図るために、引き続き、専門性や技術指導力のある地域人材を外部指導者として派遣した（第一中学校に対し4人、第二中学校に対し7人の外部指導者を派遣。年間延べ619回活用した。）。

【中学校部活動加入率(%)】

年度	令和4年度	令和5年度
部活動加入率	88.4	86.8
(運動部加入率)	(65.0)	(62.0)

(4) 家庭との連携

各校において、「保健だより」や「給食だより」等の通信物を定期的に発行し、健康や心身の発達への関心・実践、生活習慣等の大切さについて、児童・生徒や保護者に啓発した。

【全国学力・学習状況調査の児童質問紙及び生徒質問紙で肯定的回答の割合(%)】

		令和4年度		令和5年度	
		小学校 6年生	中学校 3年生	小学校 6年生	中学校 3年生
毎朝、朝食をとる	島本町	95.6	94.7	95.2	91.9
	大阪府	93.2	89.5	92.6	88.7
	全 国	94.4	91.9	93.9	91.2
毎日、同じくらいの時間に寝る	島本町	86.3	83.6	86.3	82.7
	大阪府	80.3	78.9	80.4	77.2
	全 国	81.5	79.9	81.0	78.0
毎日、同じくらいの時間に起きる	島本町	90.9	93.4	92.1	91.9
	大阪府	89.1	91.4	89.5	90.4
	全 国	90.4	92.2	90.5	91.3

(5) 食育の推進

校内に配置する栄養教諭を活用し、家庭科を中心として、様々な教科で食育授業を教科横断的に実施することができた。栄養教諭の勤務がない学校においても、栄養教諭を派遣して食育授業を実施した。

(6) 食物アレルギー対応

食物アレルギー対応については、教職員対象の研修を複数回実施し、食物アレルギーに対する理解を深めるとともに、事故発生時のシミュレーション訓練を行うことで、校内の即応体制を整備した。

(7) ジェンダー平等・性の多様性理解

社会科や保健体育科、道徳科の授業を中心に、ジェンダー平等の視点や「性の多様性」について学習を深め、違いを認め合う集団作づくりを推進した。

【評価】

(1) 健康教育について

各校の実態に応じた特色のある学校保健計画、食に関する指導に係る全体計画が策定され、計画的に実施された。また、がん教育については、中学校において、大阪府教育庁のがん教育に係る外部講師派遣事業を活用し、医療関係者をゲストティーチャーに招いての取組を実施した。

(2) 保幼小における体力・指導力向上について

幼稚園及び保育所において、小学校低学年の体育につながる「運動遊び・体育遊び」の実践ができた。各プログラムに継続して取り組むことにより、児童の身のこなしや体のしなやかさが目に見えて向上し、児童も目標を持って意欲的に取り組むことができた。

(3) 体力向上について

小学生に対して、中学校の部活動体験を実施することができなかったが、動画形式による部活動紹介を行い、部活動に対する興味・関心が高まった。

(4) 家庭との連携について

入学説明会及び各校から定期的に配布する「給食だより」や「保健だより」等を通じ

て、生活習慣等の大切さについて、児童・生徒や保護者に啓発を行った。

(5) 食育の推進について

各校配置の栄養教諭を中心に、給食の時間のみならず、各教科と連携した食育に関する授業を展開できた。栄養教諭の未配置校に関しても、配置校から栄養教諭を派遣しての食育授業の実施に努めた。しかしながら、回数が限られていることから、更なる回数の拡充に努める。

(6) 食物アレルギー対応について

各校で食物アレルギーに関する知識理解を深めるとともに、実際の誤食等によるアナフィラキシーショック発生を想定した訓練を実施し、マニュアルに基づいたエピペンの使用や救急搬送の手順などについて確認した。

(7) ジェンダー平等・性の多様性理解について

主として小学校保健や中学校保健体育の授業で、ジェンダー平等や性の多様性について取り扱うとともに、社会科や家庭科とも連携し、児童・生徒の発達段階に応じた指導を行うことができた。

【今後の課題】

(3) 体力向上について

児童が日頃から様々な運動の特性に触れることができるよう、地域人材等の活用を推進し、運動遊びの更なる充実を図る必要がある。特に、ICT活用による子どもの体力向上事業で提供されたコンテンツに、体力向上に効果的な運動遊び例が動画で提供されていることを踏まえ、各自の特性や課題に関連した運動遊びを自己調整できるように指導していく必要がある。

(4) 家庭との連携について

日常の生活習慣の在り方や食育について、「健康3原則」の理念に基づき、保護者、地域住民の理解や協力も得ながら、継続して、町全体として健康教育を推進する必要がある。また、部活動地域移行についても、地域の理解や協力が不可欠であるため、生徒や保護者の中学校部活動における要望やそれを実現するための手段をアンケート等で収集していくことが必要となる。

(5) 食育の推進について

食育の推進に関わって、共食（誰かと一緒に食事をする）や朝食の喫食習慣等によって具体的な効果を用いて、啓発していく必要がある。また、各教科と連携した食育授業の実施について、カリキュラム・マネジメントの視点を持ちながら実践していく必要がある。

【6】保幼小連携の推進

令和5年度教育・保育重点目標の内容

【重点目標】

- (1) 就学前及び義務教育を通じて育てる島本の教育・保育で目指す子ども像の具現化を図り、「みづまるキッズプラン3か年計画」を推進する。
- (2) 町立幼稚園・保育所においては、幼児の発達と思考を踏まえたアプローチカリキュラムを策定し、令和6年度からの実施に努める。
- (3) みづまるキッズプラン策定委員会において、幼児期の「遊びや生活を通した学び」と就学後の「主体的に自己を表現する学び」をつなぐ、スタートカリキュラム（案）を試行する。
- (4) スタートカリキュラム（案）の試行を踏まえた上で、スタートカリキュラムを策定し、令和6年度からの実施に努める。

【本年度の指示事項】

- (1) 全町的な学校・幼稚園・保育所間連携の推進に当たっては、各種協議会（「島本町小中一貫教育推進協議会」、「島本町保幼小連携推進協議会」等）を中心に組織的な展開に努めること。
- (2) 町立小学校の1・2年生においては、スタートカリキュラム（案）の試行に当たり、主に生活科の授業時間を活用した「かがく遊び」による実践事例を積み上げていくこと。
- (3) 幼児期において遊びや生活を通して育まれた「感じたことを自分なりに表現する力」、「学ぶ力」、「人と関わる力」を、小学校におけるスタートカリキュラム（案）の試行によって、「自己表現力」、「課題探究力」、「社会参画力」等の見えない学力の育成につなげること。

※ 「かがく遊び」の定義

「もの（物質）」や「こと（現象）」の性質や仕組みを感じ取り、子どもたちが自分自身で考えたり、他者に伝えたり、話し合ったりするスキルを学ぶ。

※ アプローチカリキュラム

幼児期の興味・関心や気持ちを大切にした学びと育ちを、小学校生活や学習につなぐ幼児期のカリキュラム

※ スタートカリキュラム

幼児期の遊びや生活を通した学びと育ちを、主体的に自己を表現する学びにつなぐ小学校低学年の教科横断的カリキュラム

【実施内容】

- (1) みづまるキッズプラン策定委員会
みづまるキッズプラン策定委員会において、幼稚園・保育所・小学校の教職員等が交流を行うことにより、本町が目指す子ども像について共通理解を推進することができた。
- (2) アプローチカリキュラム実施
町立幼稚園・保育所において、アプローチカリキュラムの実施を推進した。
- (3) スタートカリキュラム（案）試行
小学校の生活科授業を活用してスタートカリキュラム（案）の試行を進める中で、町内全ての小学校で「かがく遊び」の公開授業研究会を実施することができた。また、学識研究者の指導を受けながら、小学校1・2年生のスタートカリキュラムを策定した。
- (4) スタートカリキュラム策定
アプローチカリキュラムとスタートカリキュラムによって、幼児期と小学校の学びを接続することができ、令和6年度からスタートカリキュラムに取り組むことができるよう各校との連携に努めた。

【評価】

- (1) みづまろキッズプラン策定委員会について
みづまろキッズプラン策定委員会において、小学校・幼稚園・保育所の教職員同士の交流が活発に行われ、島本町が目指す子ども像及び実現するために育みたい3つの見えない学力について、共通理解を推進することができた。
- (2) アプローチカリキュラム実施について
1年間を通じた計画的な取組により、町立幼稚園・保育所におけるアプローチカリキュラムを確実に実施できただけでなく、教職員全体のみづまろキッズプランに対する共通認識が推進された。
- (3) スタートカリキュラム（案）試行について
町内全ての小学校で「かがく遊び」の公開授業研究会を実施し、教職員全体で研究を推進することができた。
- (4) スタートカリキュラム策定について
1年間を通じた計画的な取組により、小学校においてスタートカリキュラム（案）を試行することで、教職員全体のみづまろキッズプランに対する共通認識が推進された。また、試行を踏まえたスタートカリキュラムの策定に加えて、幼児期のアプローチカリキュラムと小学校1・2年生のスタートカリキュラムを接続した「みづまろキッズカリキュラム」を作成することができた。

【今後の課題】

- (1) みづまろキッズプラン策定委員会について
令和6年度からは、みづまろキッズプラン策定委員会に代わり「小中一貫教育推進協議会」において、みづまろキッズプランに係る取組の効果検証の在り方や具体的な方法等について、議論を進めていく。
- (4) スタートカリキュラム策定について
これまでに取り組んできた成果を生かしながら、作成した「みづまろキッズカリキュラム」を小学校・幼稚園・保育所で確実に実施していくとともに、小学校3年生から中学生においても、みづまろキッズプランが目指す子ども像の実現に向けた取組を、主に総合的な学習の時間を中心として展開していく。

【7】支援教育・保育の充実

令和5年度教育・保育重点目標の内容

【重点目標】

- (1) 平成28年4月1日から施行された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）に基づき、障害のある児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じて、合理的配慮が適切になされ、ユニバーサルデザインのある学びが提供されるよう、障害のある子を含む全ての子どもに対して、一人一人の教育的ニーズに合った適切な教育的支援を行う教育の推進を図る。
- (2) 発達障害を含む障害のある全ての子ども一人一人が安心して過ごせる教室づくりを推進するとともに、「ともに学び、ともに育つ」という観点からの学校づくり・集団づくりをより一層進める。
- (3) 島本町支援教育研究協議会を中心に町全体の支援教育について、各保幼小中間の連携支援を推進することで、切れ目のない支援の充実を図る。
- (4) 通級指導教室での効果的な指導・支援が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図る等、教師間の連携に努める。
- (5) 支援学級では、障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るため、自立活動を取り入れる。
- (6) 0歳から成人までの連続した支援体制を目指し、支援が必要な子どもに対するライフステージに応じた連続性のある「縦と横の連携支援」を推進する。

【本年度の指示事項】

- (1) 児童・生徒の障害の状況に応じた指導・支援の工夫や、支援学級及び通級による指導における自立活動の充実を図ること。
- (2) 就学相談・指導に当たっては、子どもの教育的ニーズの把握に努めるとともに、保護者からの意見を聴取し、就学に関する適切な説明及び情報提供を行うなど、本人及び保護者の意向を最大限尊重した取組の充実を図ること。
- (3) 通級指導教室との連携を柱に、支援を必要とする一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導・支援について共通理解を図り、インクルーシブ教育の実現を目指す。
- (4) 障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶことを前提とした教育課程を編成するとともに、通常学級で学ぶ全ての子どもにとっての合理的配慮の充実を図ること。
- (5) 卒業後の進路については、高等学校や支援学校に加え、知的障害のある生徒が高等学校で学ぶ「知的障がい生徒自立支援コース」及び「共生推進教室」の制度等、幅広い進路選択が可能であることから、その内容が生徒・保護者に十分伝わるよう、早い時期から、様々な機会を通じて、適切な説明や情報提供を行うなど、ガイダンス機能の充実に努めること。
- (6) 0歳から成人までの連続した切れ目のない支援を実施していくために、教育センター連絡会を柱に各関係機関の連携を図ること。

【実施内容】

- (1) 島本町支援教育基本方針
障害の有無に関わらず、全ての子どもが「ともに学び、ともに育つ」ことを目指した教育課程を編成するとともに、通常学級における基礎的環境整備と合理的配慮の充実に努めた。
- (2) とともに学び、ともに育つ
各校に位置付けられた支援教育コーディネーターが中心となり、校内委員会を組織し、支援学級担任・通常学級担任及び保護者との連携を図りながら、個別の支援が必要な児童・生徒一人一人に対して「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」を作成した。当該児童・生徒の指導においては、「個別の指導計画」に基づいた自立活動の充実を図るとともに、校内委員会の中で定期的に確認や検証を行った。

(3) 島本町支援教育研究協議会

教職員全体で、支援を必要とする一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導・支援について共通理解を図るとともに、島本町支援教育研究協議会における研修等の活動を充実させ、インクルーシブ教育の実現を目指した取組を推進した。

島本町支援教育研究協議会における活動

＜研修体制＞

- ・外部講師による支援教育研修（４回）
- ・支援教育の理解と指導に係る研修（３回）
- ・障害者理解に係る講演会（２回）
- ・保幼小交流（２回）
- ・福祉連携研修（１回）

＜活動内容＞

- ・個々の課題に合わせた授業研究
授業研究等の企画、支援教育に必要な教材、教具の研究・製作
- ・保幼小中の連携
保幼小中の連携、各保幼小中の支援学級等の状況についての交流及び情報共有、支援学校との連携
- ・支援教育の推進
町全体研修の企画・運営、スーパーバイザーによる巡回相談・研修、各校の講演会や保護者も対象となる講演会の企画・運営、町全体研修の企画・運営

(4) 通級による指導

通級指導担当教員連絡会を定期的に行い、通級による指導及び支援が効果的かつ適切に行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図る等、教師間の連携に努めた。

(5) 特別の教育課程の編成に基づいた自立活動

支援学級に在籍する全ての児童・生徒が、障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るための「自立活動」を確実に実施できる学校体制づくりを推進した。

(6) 教育相談体制

縦の連携支援としては、就学前の保護者との就学相談において、合理的配慮の観点を踏まえ、幼児・児童・生徒の教育的ニーズの把握に努めるとともに、保護者からの意見を聴取し、関係機関と連携しながら、早期から就学に関する丁寧な説明と適切な情報提供を行った。また、中学校卒業後の進路に関して、高等学校や支援学校に加え「知的障がい生徒自立支援コース」及び「共生推進教室」等の幅広い進路選択について、生徒・保護者に十分伝わるよう、案内パンフレット等を活用する等により、適切な説明や情報提供に努めた。

横の連携支援としては、島本町の発達支援に係る関係機関が集まる教育センター連絡会を年間１１回開催し、保健・福祉・医療・教育の関係機関による連携の推進を図るとともに、教育センターにおいて、専門相談員による教育相談を実施した。

【教育センターにおける相談人数(人)】

年度	令和5年度
保護者	222
学校関係者	33
その他	51
計	306

【評価】

(1) 島本町支援教育基本方針について

島本町支援教育基本方針に基づいた取組により、障害の有無に関わらず、全ての子どもが「ともに学び、ともに育つ」ことを目指した教育課程を編成するとともに、通常学級における基礎的環境整備と合理的配慮の充実を図ることができた。

(2) とともに学び、ともに育つについて

各校の支援教育コーディネーターが中心となり、支援学級担任・通常学級担任及び保護者との連携を図りながら、個別の支援が必要な児童・生徒一人一人に対して「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」を作成することができた。また、当該児童・生徒の指導においては、「個別の指導計画」に基づいた自立活動の充実と、定期的な確認や検証を確実に実施することで、児童・生徒一人一人への適切な支援につなげることができた。

(3) 島本町支援教育研究協議会について

島本町特別支援教育研究協議会における様々な研修を通じて、教職員の専門性の向上を図るとともに、各校におけるインクルーシブ教育の実現を目指した取組の推進につなげることができた。

(4) 通級による指導について

通級指導担当教員連絡会を定期的開催し、情報共有等を行うことで、各校において通級による指導及び支援が効果的かつ適切に行われるよう、教員間の連携強化につなげることができた。

(5) 特別の教育課程の編成に基づいた自立活動について

支援を必要とする一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導・支援が行えるよう、各校において支援学級担任と学級担任の連携強化を図ってきたことにより、児童・生徒一人一人が障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るための「自立活動」が確実に実施される学校体制づくりを推進することができた。

(6) 教育相談体制について

就学相談においては、幼児・児童・生徒の教育的ニーズ、保護者からの意見聴取、関係機関との連携内容を十分に踏まえた対応に努めることができた。また、中学校卒業後の進路に関して、高等学校や支援学校に加え「知的障がい生徒自立支援コース」及び「共生推進教室」等の幅広い進路選択について、生徒・保護者に十分伝わるよう、適切な説明や情報提供を行うことができた。

島本町教育センター連絡会を年間11回開催し、保健・福祉・医療・教育の関係機関による連携の推進につなげることができた。

【今後の課題】

(2) とともに学び、ともに育つについて

各校の支援教育コーディネーターが中心となり、「個別の指導計画」に基づいた自立活動の確実な実施と更なる充実を図る。また、今後も引き続き、地域における共生社会の実現を目指し、全ての児童・生徒、教職員及び保護者に対して、支援教育の理解と啓発を推進させ、インクルーシブ教育の取組を進めるとともに、全ての児童・生徒が安心して学べる学校づくり・集団づくりを推進していく。

(4) 通級による指導について

通級指導教室と通常学級が連携することで、障害の有無にかかわらず誰もが安心して過ごせる学校づくりに向け、関係部局とも連携し、教育環境の整備に努めるとともに、一人一人の状況に応じた配慮・支援に努める。

(5) 特別の教育課程の編成に基づいた自立活動について

児童・生徒の障害の状況に応じた指導・支援の工夫改善を進めるとともに、支援学級及び通級による指導における自立活動の一層の充実を図る。

【長井先生からの御意見】

- ① 結果報告書（素案）について全体を通して、年度の「重点目標」と「本年度の指示事項」、「【実施内容】」について対照して読めるものとそうでないものが混在しており、「重点目標」、「本年度の指示事項」、「【実施内容】」それぞれの(1)が対照して書かれているものは読みやすいと感じましたが、対照となっていないものは、読むことに困難さを感じました。「重点目標」を具体化するために「本年度の指示事項」があり、指示事項を踏まえて年度を通して実践されたか否かについての「【実施内容】」が書かれるものかと考えておりますので、記述方法についてご検討願います。
- ② 「重点目標」と「【実施内容】」は連動して記述されているのですが、「本年度の指示事項」は違う観点で書かれているものがあり、できれば連動させていただきたいと思います。
例えば、【1】小中一貫教育の推進及びキャリア教育の推進の「重点目標」と「【実施内容】」は9年間を通した教育課程の編成について書かれていますが、「本年度の指示事項」は習熟度別指導や、確かな学力の育成について書かれており、一貫性が分かりにくい記述内容になっているように思いました。
また、【2】確かな学力の育成の「本年度の指示事項」(6)にC B Tの活用が書かれています。これ自体はとても前向きな取り組みで積極的に活用していただきたいと思いますが、どの「重点目標」を達成するための指示事項なのかが分かりにくく、「【実施内容】」欄にも記述されていませので、C B Tにどのように取り組まれたのかについても分かりにくいと感じました。
次に、【3】英語教育の推進について、「重点目標」が(4)まで、「本年度の指示事項」が(5)まで、「【実施内容】」は(4)までとなっており、どの目標に対してどの指示事項が繋がっているのかが分かりにくく、加えて、「【実施内容】」(3)に「英語能力判定テスト（英検 I B A）を活用し、全生徒の英語力を測り、分析した。」とありますが、その結果や分析結果も載せていただけたらと思います。
次に、【4】豊かな人間性の育成の「本年度の指示事項」(8)に書かれている内容について、その意味や【実施内容】も記載の検討をお願いします。
- ③ 把握しておられる範囲で結構ですので、学校教育を通して育成を目指す資質・能力としての「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」のバランスについて記載の検討をお願いします。「知識及び技能」のウエイトが大きかったと言われている以前の教育からの変化について記載の検討をお願いします。
- ④ P 1 3 の重点目標(6)にヤングケアラーの早期発見・把握とありますが、その方法と現状について、記載の検討をお願いします。

【川窪先生からの御意見】

P 6

義務教育の目標の一つとして掲げている「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」に対しては、学校図書館の活用や読書指導は欠かすことができません。【2 確かな学力の育成】に関わる重点目標にも(6)のまさに学校図書館の意義・目的である「健全な教養を育成すること」と「教育課程の展開に寄与すること」の2つの推進を挙げておられます。加えて、学校図書館と非常に親和性の高い「探求中心の授業づくりの計画・実施」が指示事項となっています。

それらに対応した【実施内容】である【(6)読書活動の推進】では、学校図書館司書配置について言及されています。町独自で、小・中学校いずれかの教諭免許資格かつ司書教諭か司書資格も有する方々を採用し、「学校司書」として、すべての小中学校に週5日配置しているとのこと、また、蔵書についても文科省の定める学校図書館図書標準を全校において達成されており、学校図書館の整備においては、人的・物的（蔵書整備）両面での措置が確実に実施され、府域他市に例がないレベルでの体制強化を図られたことは、特筆すべきことであると強調したく存じます。

学校司書と司書教諭やボランティアとの関係調整や研修の保証などにもご尽力いただき、今後もますますの発展を期待します。

Ⅱ 信頼される学校・幼稚園・保育所づくり

【1】地域に根付いた学校・幼稚園・保育所・学童保育室の運営体制の推進

令和5年度教育・保育重点目標の内容

【重点目標】

- (1) 校長・園長・所長・室長は、学校・幼稚園・保育所・学童保育室の運営体制の確立に当たり、経営方針等を教職員に周知し、教育・保育目標の共有化を図る。また、各分掌組織の活性化に努め、教育・保育目標を達成するための組織的な取組を推進する。さらに、学習指導、生徒指導等における現状の把握・分析に努め、その課題解決を図るため、可能なものについては数値目標を挙げるなど、具体的な目標や、計画を設定し、目標の達成度や計画の進捗状況について自ら点検・評価・整理する。
- (2) 小中学校においては、学校教育自己診断を年1回実施し、その分析結果を学校の教育活動に生かすとともに、学校協議会を年4回以上開催し、保護者や地域社会の意見や評価を学校の運営改善に反映させる。また、教育週間等を通じて学校協議会委員による教育活動・授業等の参観を実施し、各委員が学校の状況を的確に把握できるよう取り組む。また、各校における学校運営協議会の設置に向け、各校は教育委員会事務局とも共同で検討を進める。
- (3) 地域社会の持つ教育資源である多様な人材を、学校・幼稚園・保育所・学童保育室の様々な教育活動に積極的に活用するため、学校を支援する地域組織である教育センターとの連携を図るとともに、保護者や地域と一体となった教育コミュニティづくりを進め、小中一貫教育に係る縦（校種間）と横（学校と地域社会）の関係を強化する。
- (4) 新型コロナウイルス感染症について長期的な対応が求められるところであり、学校園における感染及びその拡大のリスクを低減した上で、幼児・児童・生徒の学びを保障していくこと。

【本年度の指示事項】

- (1) 社会に開かれた教育課程を実現するために、学校の経営方針、教育目標、学校教育自己診断結果、学校協議会における協議内容等について、保護者等にできる限り分かりやすく周知を図る方策を講ずること。また、「みづまろキッズプラン（3か年）計画」において、実施目的及び内容について、保護者へ広く丁寧な周知を行うこと。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、常に対策及び体制について見直しを図るよう努めること。
- (3) 学校・幼稚園・保育所・学童保育室の様々な教育活動を支援する地域人材のボランティアや学生ボランティア等の活用については、教育センターと連携を行い、子どもの実態やニーズ、学校の状況に応じて適切な人材を配置するよう努めること。
- (4) 学校運営協議会設置に向けて準備を行い、地域とともにある学校づくりを推進すること。

【実施内容】

- (1) 学校園所経営方針の発信

みづまろキッズプランの保育・教育ビジョンにおける「めざす子ども像」を各校と共有し、各校園所において作成される教育・保育目標とともに、すべての教職員が共通認識に沿った取組を推進できるよう教職員全体で共有する場を設定した。また、開かれた学校・幼稚園・保育所づくりを目指し、学校・幼稚園・保育所だよりやホームページで各校・幼稚園・保育所の取組状況を広く伝えた。また、本町の地域に根ざした学校教育を展開させるため学校協議会での協議内容を基に、保護者及び地域の意見を自校の教育活動に反映させるよう努めた。小中学校においては、学校教育自己診断を活用し、取組の検証を行った。

- (2) 学校運営協議会・学校協議会
令和6年度の開始に向けて、第二中学校において学校運営協議会設置の準備を行った。

【学校協議会開催状況(令和5年度)】

開催回数 各校4～5回

内 容 ・各校における学校教育目標、経営方針、学校運営に対する意見
・各校における取組等への支援、評価
・学習状況調査、学校教育自己診断の結果から見える課題解決についての協議等

【公開授業・保育における学校公開来校者数(人)】

校種 \ 年度	令和4年度	令和5年度
小学校	1,982 (地域公開なし)	1,979 (地域公開あり)
中学校	681 (地域公開なし)	639 (地域公開あり)
幼稚園	103 (地域公開なし)	50 (地域公開あり)

- (3) 島本町立小中学校「子どもの学び」サポート事業
教育センターが中心となり、学校に必要な様々な教育活動を支援する地域人材や学生を学習支援ボランティアや図書ボランティアとして派遣した。
- (4) 新型コロナウイルス感染対策
令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類に移行したが、換気及び手洗いの推奨等、必要な対策を継続して行った。

【評価】

- (1) 学校園所経営方針の発信について
学校園所だよりやホームページにより、学校園所の経営方針の発信を行った。また、学校教育自己診断の分析を基に、学校協議会の中で地域に開かれた学校づくりやカリキュラムマネジメント、いじめや不登校に関する学校課題、あるいは地域に密着した小中一貫教育の推進に関して協議を行い、評価を得ることで、各校の学校運営の活性化につながった。
- (2) 学校運営協議会・学校協議会について
令和6年度からの開始に向けて、三島地区各市への調査及び文部科学省から派遣のコミュニティスクールマイスターの意見を参考にしながら、第二中学校において学校運営協議会設置の準備を進めることができた。
- (3) 島本町立小中学校「子どもの学び」サポート事業について
教育センターがボランティアネットを管理し、学校と連携したことで、学校支援の取組を継続して進めることができた。
- (4) 新型コロナウイルス感染対策について
新型コロナウイルス感染症が令和5年5月に5類へ移行した後も、手洗いや換気等必要な感染対策を継続することができた。

【今後の課題】

- (1) 学校園所経営方針の発信について
保護者・地域から信頼される学校・幼稚園・保育所づくりの推進に向け、学習指導要領や働き方改革を踏まえた学校経営方針、教育目標等を今以上に教職員や保護者に分か

りやすく周知を図り、目標の共有化を更に進めるとともに、学校教育自己診断の結果や課題解決方法、学校協議会の協議内容についても広く情報を公開したりする等、引き続き工夫改善に努める必要がある。さらに、学校教育自己診断や学校運営協議会、学校協議会を活用して保護者・地域の意見や評価を学校運営に反映できるよう、学校評価に関する支援やPDCAサイクルの整備・充実に努める。

(2) 学校運営協議会・学校協議会について

令和6年度の第二中学校における学校運営協議会について、校長と情報共有し、更なる拡充についての検討が必要である。

(3) 島本町立小中学校「子どもの学び」サポート事業について

学校教育活動の支援に直接関与できるボランティア（地域住民や教員を目指す学生等）については、年々拡充を図りつつあるが、学校のニーズが反映されるように、取組の拡充検討も含めてボランティアの更なる有効活用の検討が必要である。

【2】安全・安心な学校・幼稚園・保育所・学童保育室づくり

令和5年度教育・保育重点目標の内容

【重点目標】

- (1) 校長のリーダーシップの下、学校安全計画に基づく学校全体としての活動や適切な役割分担に基づく事故・災害発生時の対応ができるよう校内体制を整えること。
- (2) 子どもの安全確保を図るため、施設設備の点検と整備の充実に努める。また、学校・幼稚園・保育所・学童保育室の内外を問わず、子どもの安全を確保するため、安全管理体制の充実をはじめ、保護者や安全ボランティアの協力を得ながら、登下校時の子どもの見守り活動の取組を促進する。
さらに、人員の確保とともに、日常生活の様々な場面において、気軽に防犯の視点を持って、子どもたちの安全を守る活動、いわゆる「ながら見守り」※についても周知を行う。見守りの担い手の裾野を広げることで、犯罪の未然防止や地域の安全・安心に対する関心の醸成に努める。
- (3) 地域や関係機関と連携しながら、青少年の非行防止に努めるとともに、子どもが安心して暮らせる環境づくりのため、「こども110番の家」運動の周知を図る。
- (4) PTA・保護者会や教育センター、自治会等との連携を強め、各校区の安全ボランティアの人材確保に努める。
- (5) 学習活動や学校行事、学校生活における様々な場面や、部活動等においても感染対策に努める。
- (6) 統合型校務支援システムを導入し、教員の業務の効率化を図り、そのことにより得た時間を活用して、児童・生徒及び保護者へのきめ細かな支援を行う。

【本年度の指示事項】

- (1) 学校における実践的・実効的な安全教育を推進するとともに、児童・生徒に、いかなる状況下でも自らの命を守り抜き、安全で安心な生活や社会を実現するために自ら適切に判断し主体的に行動する態度の育成を図ること。
- (2) 学校安全計画・危機管理マニュアルを見直すサイクルを構築し、学校安全の実効性を高めるよう努めること。
- (3) 関係機関と連携しながら啓発や防犯活動を実施するとともに、「こども110番」運動及び大阪府の事業「動くこども110番」を広報誌等で周知すること。
- (4) 大規模災害の発生時には、避難所が開設されるまでの間、各校が地域住民の避難先となることもあるため、地域と連携し、学校の組織体制を整えておくこと。また、日頃から教職員の連絡・参集・配備体制について周知徹底を図るなど、災害に備えた危機管理体制の確立に努めること。
- (5) 地域で子どもたちを守るという視点から、安全ボランティアと連携するなど、幼児・児童・生徒の安全確保についてきめ細かな対応を行うとともに、発達段階に合わせて、自ら自分の身を守る力を育成すること。
- (6) 全ての教職員が子どもの心肺停止に備え、AEDの使用を含めた心肺蘇生法を実践できるよう努めること。
- (7) 登下校時の通学路については、道路管理者等関係機関と連携し、危険箇所における安全対策を実施するとともに、一層の安全確保を図るよう努めること。
- (8) 安全教育を通じ、児童・生徒に、いかなる状況下でも自らの命を守り抜き、安全で安心な生活や社会を実現するために自ら適切に判断し主体的に行動する態度の育成を図ること。
- (9) 安全ボランティアの人材確保に当たり、学校だよりや学校ホームページにも募集記事を掲載するなど、活動者数の増加に努めること。また、多様な世代や事業者が、日常生活を行う際、防犯の視点を持って見守りを行い、合同点検等で把握された危険箇所において、安全ボランティアや保護者、地域住民の方々を中心とした「大人の目」を増やし、

「一人区間」や「見守りの空白地帯」を減らしていけるよう努めること。

- (10) 幼児・児童・生徒の精神疾患等メンタル面を含めた生活全般についての状況把握を適切に行い、相談体制の充実等に取り組むこと。特に、新型コロナウイルス感染症に係る児童・生徒の不安やストレスの高まりに対して、スクールカウンセラー等と連携し、適切に支援するための相談体制等を整えること。
- (11) 児童・生徒及び保護者の授業の充実度を令和4年度比5%増加させること。また、学校に行くのが楽しいと感じる子どもの割合を令和4年度比5%増加させること。

※ ながら見守り

登下校に限らず、更に見守りの担い手の視野を広げるため気負わず、構えず日々日常生活を普通に送りながら、ウォーキング、ジョギング、買い物、犬の散歩、花の水やり、清掃活動、通勤、仕事の外回りなどの場面において、子どもたちの安全を見守る活動のこと。

【実施内容】

(1) 学校安全

各校・幼稚園に対し、年度当初に危機管理マニュアルの確認及び更新等を行うよう指導・助言を行うとともに、学校安全月間（6月）として、災害時の避難訓練、引渡し訓練や不審者対応訓練等を関係機関とも連携して実施した。

また、各校において関係機関と連携した防犯教室等を実施し、児童・生徒の安全確保や危機回避の意識向上に努めた。

地震等の災害及び事件・事故を想定し危機管理マニュアルの確認及び更新等を行うとともに、各校・幼稚園・保育所で危機管理マニュアルに従い、実際に職員が動ける体制にあるか訓練の実施を指示した。

(2) 安全点検

各校及び学童保育室では、消防設備や電気設備などの点検を行うとともに、児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるように努めた。

通学路の安全確保として、島本町全体の「子ども安全マップ」を作成し、各校等に掲示することで、危険箇所や交通安全等について注意喚起を図った。また、学校・保護者・警察・町都市創造部等とともに、引き続き通学路の安全点検について協議した。

幼稚園及び保育所では、消防設備や電気設備の点検を行うとともに、子どもが安心して活動できるよう定期的に遊具の点検を行った。

(3) 「こども110番の家」運動

「こども110番の家」運動推進会議を年3回実施し、各校のPTAと連携し、地域の実情の把握に努めた。

(4) 安全ボランティア

児童・生徒の安全確保のため、町広報及びホームページで安全ボランティアの募集の周知を行い、新規登録者の拡大を図った。また、安全ボランティアに対し、見守り活動時に着用していただくジャンパーやベストを適宜交換・貸与した。また、より多くの方の協力が得られるように、「ながら見守り」を周知した。

【安全ボランティアの登録者数(人)】

年 度	令和4年度	令和5年度
総人数	52	49

(5) 安心・安全な学校

授業中のグループワークや給食時の座席配置をコロナ禍以前の形に戻し、ICT機器の活用等を通じて、児童・生徒の交流を推進した。

【学校教育自己診断 児童・生徒の肯定的回答の状況(%)】

校種・質問項目		年度	令和4年度	令和5年度	増減
小学校	学校へ行くのが楽しい		79.9	81.2	1.3%増
中学校			78.8	84.4	5.6%増

【学校教育自己診断 保護者の肯定的回答の状況(%)】

校種・質問項目		年度	令和4年度	令和5年度	増減
小学校	子どもは、学校へ行くのを 楽しみにしている		84.5	86.9	2.4%増
中学校			78.8	77.4	1.4%減

(6) 統合型校務支援システム

各校の校長及び教頭等と検討会議を重ね、校務支援システムを導入し、児童・生徒へのきめ細やかな教育の提供と、各種帳票を電子管理に切り替えることで、教職員の業務効率の向上を図った。

【児童・生徒および保護者の授業の充実度(%)】

校種	年度	令和4年度	令和5年度	増減
小学校平均		79.5	83.0	3.5%増
中学校平均		80.0	84.0	4.0%増

【評価】

(1) 学校安全について

各校の学校安全計画・防災教育計画に基づき、計画的に各種避難訓練等を実施した。学校における防災訓練を、関係機関や保護者の協力も得ながら実施する学校もあり、より実践的かつ効果的な防災訓練が実施できた。また、各校において、島本町消防本部協力による全ての教職員を対象としたAEDを活用した心肺蘇生法の研修を実施し、心肺蘇生法を修得した。

(2) 安全点検について

関係機関と連携した通学路安全点検により、危険箇所を確認し、安全確保についての共通認識を図った。また、それにより、児童・生徒に危険箇所を周知することができた。

(3) 「こども110番の家」運動について

各校のPTA及び青少年指導員と連携し、「こども110番の家」運動を推進することにより、地域の実態を共有することができた。

(4) 安全ボランティアについて

町広報やホームページ、自治会長連絡協議会等において、安全ボランティア募集の周知を行った。その結果、新規の安全ボランティアを1名追加できた。

(5) 安心・安全な学校について

GIGAスクール連絡会等を通じ、授業におけるICT機器を活用した児童・生徒の意見交流等を学校間で共有し、各校での児童・生徒の交流を推進することができた。

(6) 統合型校務支援システムについて

統合型校務支援システムを年度途中から試行的に導入したことで得られた時間を活用して、教員が教材研究等に取り組んだ結果、児童・生徒及び保護者の授業の充実度が、小中学校ともに増加した。

【今後の課題】

(1) 学校安全について

児童・生徒に対する防災教育の推進に関して、子どもたちが「主体的に行動する態度」を育成するよう訓練等を含めた充実に努める。また、学校・幼稚園・保育所と地域・家庭が連携した実効性のある訓練実施を追求するとともに、起こり得る様々な災害及び非常変災を想定した危機管理マニュアルや防災計画を定期的に見直す必要がある。

教育活動中や登下校時の非常変災時に備え、児童・生徒の安全を確保するために、避難訓練や引渡し訓練等を実施し、非常変災に備えなければならない。

(3) 「こども１１０番の家」運動について

引き続き、町ホームページや学校だより、町内の各組織の会議や事業所等において、募集のお知らせを掲載するとともに配布し、ボランティア登録者や「ながら見守り」の協力者の確保に努め、より効果的な見守り活動や組織的な取組が必要である。また、「こども１１０番の家」について、町ホームページや学校だより等において募集のお知らせを掲載するとともに、取組の目的を周知し、協力者の確保に努める必要がある。

(4) 安全ボランティアについて

安全ボランティアの更なる人材確保に向けて、各校と連携した周知、人材確保の検討が必要である。

(6) 統合型校務支援システムについて

授業の充実度及び学校に行くのが楽しいと感じる子どもの割合が、目標としていた５％増に届いておらず、今後は一層、個別最適な学びと協働的な学びを推進し、授業改善を進めていく必要がある。

【3】教職員の資質向上とサービスの徹底

令和5年度教育・保育重点目標の内容

【重点目標】

- (1) 校長は、授業づくり、学級づくり等、校外研修で学んだ理論を校内で実践することをはじめ、首席や指導教諭等を活用した、日常的なOJTの推進に努めるとともに、学校全体で組織的、総合的かつ継続的に取り組む。
- (2) 社会の変化に対応できる「学び続ける」教職員を組織的・継続的に育成し、特に、児童・生徒の情報活用能力の育成や「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、ICTの効果的な活用に係る研修等により、全ての教職員のICT活用指導力を向上させる。
- (3) 「教職員の評価・育成システム」は、年間スケジュールを遵守し、円滑かつ適切に実施する。
- (4) 校外の研修に参加した際には、必ず文書により復命するとともに、職員会議や各種委員会等の場で報告を行い、関係職員に成果を還元する。
- (5) 不祥事発生を予防し、未然防止を図るため、年度当初及び適宜服務規律の遵守や生徒指導体制の在り方について教職員全体で確認を行い、周知徹底を図る。
- (6) 行政文書や個人情報適切に管理することはもとより、コンピュータでの情報の処理に当たっては、情報の漏洩が生じないように、電子情報や記録媒体の特質に応じた万全の対策を講じる。また、教職員一人一人の自覚を促すための研修を実施する。
- (7) 教職員間及び子どもに対するセクシュアル・ハラスメント等は重大な人権侵害であることを踏まえ、指針に基づき相談窓口となる教職員を指定するとともに、必ず文書で明示し、教職員全体で共有する。
- (8) 職場におけるハラスメントは、個人の人格や尊厳を侵害するとともに、職場環境を悪化させる許されない行為であることを全ての教職員が認識しなければならない。性別、年齢、国籍、障害の有無にかかわらず、全ての教職員にとって快適で働きやすい職場環境づくりに努める。
- (9) 組織のリスクマネジメントについての理解を深め、教職員が基本的な姿勢を身に付けることを目的とする研修を実施する。

【本年度の指示事項】

- (1) 校長のリーダーシップの下、教職員等が互いに学び合い、育ち合う同僚性を高めつつ、一体となって学校組織マネジメントを推進すること。
- (2) 社会の変化に対応できる「学び続ける」教職員を組織的・継続的に育成すること。また、ICT活用や支援教育、人権教育等、今日的課題に十分留意したテーマの設定を行うこと。
- (3) 「教職員の評価・育成システム」について、管理職は制度の趣旨を十分説明するとともに、それぞれの教職員が自らの意欲・資質能力向上のために具体的な目標を設定できるよう支援すること。
- (4) 大阪府教育庁作成の「不祥事予防に向けて」及び「体罰防止マニュアル」の携帯について、臨時的任用者を含む全教職員に義務付けるとともに、それぞれの研修を実施すること。また、万一、教職員の服務義務違反が生じた場合は、速やかに、かつ、的確に事実関係を調査・把握し、教育委員会に報告すること。
- (5) 教職員に対し、条例・規則で定められた勤務時間を遵守させるとともに、教育・保育に携わる公務員として、保護者・住民から誤解を招くことのないよう職務に専念するよう指導すること。
- (6) 教職員の兼職・兼業については、地方公務員法及び教育公務員特例法の定めを遵守し、事前に所要の手続を経ること。
- (7) 学校・幼稚園・保育所・学童保育室における様々な危機管理について、リスクを最小限に抑えるため、大阪府や町が作成した資料等を活用するとともに、周知のみにとどまらず、適宜訓練や研修等を実施することにより、全教職員の共通理解を図ること。

(8) 教職員の「働き方改革」や健康管理の観点から、「月45時間、年間360時間」を上限とし、長時間勤務の一層の縮減を図る必要がある。その一つとして、夏季休業日中及び冬季休業日中において学校閉庁日を設定し、原則として児童・生徒の登校及び部活動を禁止するとともに、業務の休止を行うこと。

(9) パワーハラスメントやモラルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止に向け、指針等を参考に研修を行うこと。また、ハラスメントに関する相談窓口を校務分掌で明示し、誰もが相談できる体制を整え、相談窓口及び相談体制が機能するよう改善を図ること。職場におけるハラスメントの防止については、管理職の役割が大きいことから、校長及び教頭自身がハラスメントに対する感覚を養い、快適な働きやすい職場環境づくりを率先して努めること。

万一、事象が生起したときには、速やかに事実関係を把握するとともに、被害者に寄り添いながら丁寧に対応すること。また、ハラスメント防止に関する意識を啓発するための研修等を改めて実施するなど再発防止に努めること。

【実施内容】

(1) 教職員の資質向上

初任者と転任者に対しては、着任式において改めて服務を認識させた。

また、教職員の資質向上、各校の課題改善に向けて実施する校内研修は、年間を通じ計画的に実施するよう指導した。

【町教育委員会主催研修実施状況】

令和5年度の町教育委員会主催研修内容

- ・人権教育研修
- ・生活指導研修
- ・学力向上研修
- ・外国語活動研修
- ・支援教育研修
- ・保幼小連携教育研修
- ・初任者研修
- ・10年経験者研修

各校の首席等がメンバーとなる小中一貫教育推進協議会の事務局会議に指導主事も参加し、スクールリーダーの育成を進めるとともに、教科研究会に事務局メンバーが推進役として携わる中で更なる資質の向上を図った。また、学校内での授業公開等を進め、各学年で共に研修できる環境づくりに努めた。

(2) ICTの活用推進

各校の情報教育担当者等を招集したGIGAスクール連絡会を定期的に開催し、各校の授業におけるタブレット端末活用の好事例を収集、共有できた。

(3) 教職員の評価・育成

校長が設定する年度当初の学校経営方針を踏まえ、教職員各自が目標設定を行い、自己申告書の提出、授業アンケート、校長による授業見学、面談等を円滑に実施することで、教職員の職務に対する意欲向上及び指導力向上を図った。

(4) 教職員研修の共有

校外における研修会等に参加した際には、学校長まで報告文書により復命することとした。同時に、可能な限り職員会議等の場で報告し、研修内容が分かる資料を配布することで、研修の成果を全教職員で共有することに努めた。

(5) 教職員の不祥事防止

教職員としての綱紀保持のため、校長会等を通じて各校に指示を行い、各校での職員会議や校内研修等の中で不祥事予防について周知が図られたことで、教職員が確かな自覚の下、行動できた。

(6) 情報セキュリティポリシー

文書や個人情報を適切に管理し、徹底を図るためには組織全体で取り組む必要があり、各校においては、情報管理に関する委員会を設置し、マニュアル等の確認や研修等を実施することで全職員に対し周知徹底を図り、情報の漏洩が生じないように努めた。

- (7) 教職員等による児童・生徒等への性暴力等防止
「教職員等による児童生徒等への性暴力等防止マニュアル」を策定し、各校に周知した上で、マニュアルを活用した研修を行うよう指示した。
- (8) ハラスメントの防止
ハラスメントに係る児童・生徒対象のアンケートを作成し、ハラスメント等に関する校内研修を実施した。
- (9) リスクマネジメント
校長が、職員会議等において、教職員に対して綱紀の保持について説明し、また、児童・生徒への関わりに関するリスクマネジメントの理解を深めるように努めた。

【評価】

- (1) 教職員の資質向上について
学校運営の中心となるミドルリーダー育成のため、5年目以上の教職員を校務分掌ではチーフ等に充て、組織を動かす経験を積むことができた。また、計画的に学習会や研究会を実施し、初任者をはじめ経験年数の少ない教職員の資質向上に寄与することができた。
- (2) ICTの活用推進について
GIGAスクール連絡会を通じて、各校の授業におけるタブレット端末活用の好事例を取集し、効果的なタブレット端末の活用方法について各校と共有できた。
- (3) 教職員の評価・育成について
全ての学校で評価・育成システムを適切に運用しており、校長が教職員一人一人と定期的に面談を行うことで、教職員の目標や進捗状況等を把握しながら、適切なアドバイスを行い、業務に対する意欲向上や資質向上を図ることができた。また、学校教育自己診断結果の分析や学校協議会からいただいた評価について、各校のホームページに掲載し、広く周知を図るとともに、各校がそれぞれの教育課題に取り組むことができた。
- (4) 教職員研修の共有について
校外における研修会等に参加した際の復命書の様式を作成した。同時に、可能な限り職員会議等の場で報告し、研修内容が分かる資料を配布することで、研修の成果を全教職員で共有することができた。
- (5) 教職員の不祥事防止について
教職員の綱紀保持について、マニュアルや通知の周知のほか、日常的な啓発や校内研修等の実施により、不祥事予防や体罰等の防止に努めた。その結果、処分件数は0であった。
- (6) 情報セキュリティポリシーについて
「島本町立学校教育情報セキュリティポリシー」を共有し、情報管理や情報処理について、教職員一人一人の自覚を促すことにより、ICT機器の仕様や個人情報の取扱いについて認識を高めることができた。
- (7) 教職員等による児童・生徒等への性暴力等防止について
「教職員等による児童生徒等への性暴力等防止マニュアル」を策定し、各校に周知した上で、マニュアルを活用した研修を行うよう指示し、ハラスメントに関する意識を高めることができた。
- (8) ハラスメントの防止について
ハラスメントに関する研修により、教職員のハラスメントに関する意識の向上に努めることで、全ての教職員にとって働きやすい職場環境づくりを推進できた。
- (9) リスクマネジメントについて
教職員に対する綱紀保持について、各校において校長から教職員に説明するとともに、各校において、生徒指導提要用を活用して生徒指導に関する研修を行い、リスクマネ

ジメントの意識を高めることができた。

【今後の課題】

(1) 教職員の資質向上について

学校組織の中核を担うべき世代（40歳代）の教員が少ない状況であるが、今後の教職員構成からすると、30歳代から、首席等の役割を明確に位置付け、次期管理職候補としての育成が急務であり、若年層教員の中からミドルリーダーとなる人材の育成を目的として、OJTを含めて若年層教員の指導力向上に向けた教職員研修や研究授業等の充実に引き続き努めていく必要がある。

(2) ICTの活用推進について

授業における効果的なタブレット端末等の活用について、小学校低学年での効果的な活用についても、共有・発信していく必要がある。

(3) 教職員の評価・育成について

経験年数が少なくても実力のある教員に対しては、「評価・育成システム」における面談等の機会を活用し、首席や指導教諭への登用を呼び掛け、勧めることが急務である。

(4) 教職員研修の共有について

個々の教員が研修等で獲得した知識を広く、他の教員と共有するため、校内委員会での報告や校内外研修会での発表の機会を設け、資料を有効に活用するといった場面を増やすことが必要である。

(5) 教職員の不祥事防止について

不祥事等問題事案が発生しないよう、日頃から教職員に対し、行政上、刑法上及び民法上の責任が伴うことを再確認させる機会を増やすとともに、効果的な研修方法を工夫したり、不祥事予防チェックリストの活用等を心掛けたりするなど、教職員一人一人の危機管理意識の更なる徹底を図る必要がある。

(6) 情報セキュリティポリシーについて

個人情報の管理について、セキュリティポリシーを遵守し、書類提出に関わっては、複数の目でチェックし、確認する体制を整えることが必要である。

法改正に伴い、各校のセキュリティポリシーを島本町が策定したセキュリティポリシーに基づき、改正し、各校に周知徹底することが必要である。

【４】快適な教育・保育環境の整備

令和５年度教育・保育重点目標の内容

【重点目標】

- (1) 学校・幼稚園・保育所・学童保育室施設の改修及び整備については、「島本町学校施設長寿命化計画」及び「島本町保育施設長寿命化計画」その他の年次計画及び改修計画に基づき実施する。年次計画については、長期的視野に立ち、定期的に精査を行う。
- (2) 児童・生徒数の増加傾向や保育所等の需要の高まりに伴い、必要な教室や保育所等の確保及び整備の計画を策定し、運営に支障がないように順次整備に着手する。
- (3) 学校事務職員の事務連絡会に教育総務課職員が必要に応じて参加し、情報交換と課題の共有を行う。また、課題の解決を通じて相互の協力関係を強化するとともに、効率的で組織的な学校経営支援体制の構築及びより計画的な予算執行に努める。

【本年度の指示事項】

- (1) 「島本町学校施設長寿命化計画」及び「島本町保育施設長寿命化計画」に基づき、円滑に業務を進めること。
- (2) 各校の事務部門強化と学校経営の充実を目指して、学校事務の共同実施の取組を引き続き進めること。
- (3) 待機児童が発生しないよう努めるとともに、施設の認可定員を超えて受入れを行う弾力運用の解消を図ること。
- (4) 全国的に保育士確保が困難な中、民間保育園における派遣保育士の活用について、支援すること。

【実施内容】

- (1) 施設の適切な維持管理
各校、幼稚園、保育所及び学童保育室において、計画的に改修や修繕を行った。
建設後４０年以上が経過している第二保育所において、受変電設備の更新工事を行い、安定した施設運営が図られるよう努めた。また、島本町保育施設長寿命化計画で特に著しい劣化との評価を受けた内部床材等の改修を早急に進めるため、改修工事に係る設計業務を実施した。
「島本町学校施設長寿命化計画」に基づき、第一中学校特別教室棟の外壁及び体育館の屋上防水の改修工事を行った。また、ＪＲ島本駅西土地地区画整理事業の進捗に伴い、下水道管が整備され、令和４年度に下水本管が敷設及び供用開始となったことから、第三小学校の下水について浄化槽方式から下水本管への切替工事を行った。
- (2) 教室や保育所等の確保等
住宅開発に伴う児童・生徒数の急増に備え、島本町教育環境保全対策区域を指定し、それを公表することで、町の良い教育環境の保全に努めた。
また、保育士不足による児童の受入れができない事態等を回避するため、民間保育園が人材を十分に確保できるよう、民間保育園保育士確保促進事業として、民間保育園が人材派遣事業者を活用し保育士を配置した際の費用の一部を補助した。
- (3) 学校事務職員の事務連絡会
事務連絡会に教育総務課職員が参加することで、情報交換や課題共有を図ることが可能となった。

【評価】

(1) 施設の適切な維持管理について

学校・学童保育室の施設や設備の老朽化により発生している不具合について、予算の措置状況や緊急度により優先順位を付け、改修に取り組むことができた。幼稚園・保育所では、年次計画を踏まえた上で、当該年度の改修計画に基づき必要箇所の改修に取り組むことができた。

(2) 教室や保育所等の確保等について

住宅開発に伴う児童・生徒数の急増に備え、島本町教育環境保全対策区域を指定し、それを公表するとともに、開発事業者に対し、島本町教育環境保全のための住宅開発に関する指導要綱第5条第1項に基づき、協力を求める事項について通知することで、町の良好な教育環境の保全を図ることができた。

学童保育室においては、第一学童保育室において室数を3室から4室に増室するなど小学校と協力しながら運営に支障のないよう保育体制の充実を図ることができた。

(3) 学校事務職員の事務連絡会について

学校事務職員と教育総務課職員が予算活用に関する情報を共有することにより、適正な学校予算の執行が図れた。

【今後の課題】

(1) 施設の適切な維持管理について

限られた財源の中で、町の公共施設全体の効率的な整備を進めるために、今後も改修等が必要な箇所を的確に把握し、計画的に学童保育室を含む学校施設及び保育施設の維持管理に努めていく必要がある。

(2) 教室や保育所等の確保等について

学校及び学童保育室においては、本町内の開発状況を注視しながら、教育及び保育の環境保全に努めていく必要がある。

【長井先生からの御意見】

- ① P 3 1 の「本年度の指示事項」(6)にAEDの使用を含めた心肺蘇生法を実践できるように努めるとありますが、その結果は「【実施内容】」にないように思います。
同じく(11)に「5%増加」とありますが、この結果について、記載の検討をお願いします。
- ② P 3 6 の「【実施内容】」(1)は、各校が指示を踏まえて計画的に実施されたのか、(3)について、校長の経営方針の自己評価を公立高校は公開しておられますが、島本町立小・中学校ではされているのか、(5)について、教職員の不祥事は「0」だったのか、分かりやすい記載の検討をお願いします。

【川窪先生からの御意見】

P 2 9

【実施内容】 【「島本町立小中学校「子供の学び」サポート事業」について、令和5年度は、学校支援本部教育センターが、教育委員会所管の学校教育・社会教育に関わるボランティア活動について、調整役を一手に担っておられていたようですが、学校・幼稚園・保育所等多様な教育活動を支援する地域人材のボランティアや各種ボランティアグループとの調整は個々の事情の把握や活動の制約等大変細やかで煩瑣な業務ではないかと推測します。

体制強化とともに、ボランティアの養成や自立したボランティアグループへのご要望に沿ったステップアップ研修等の企画・開催、情報交換会の場の提供など、「町民協働」という視点での継続した活動支援を望みます。

Ⅲ 生涯学習の推進

【1】青少年健全育成の推進

令和5年度教育・保育重点目標の内容

【重点目標】

- (1) 青少年関係の各事業において、参加者が人権問題を身近に捉えることができるような事業となるよう、運営全般において工夫し、生涯学習における人権教育の推進に努める。
- (2) 青少年が心身ともに健やかに成長できるよう、学習機会の提供や体験活動を推進するとともに、青少年活動の活性化を図るため、関係団体の支援に努める。
- (3) 地域や関係機関と連携しながら、青少年の非行防止に努める。
- (4) 家庭の教育力、地域の教育力の向上を図るため、学校、保護者、各家庭を取り巻く地域の大人たちが連携するネットワークづくりに努める。

【本年度の指示事項】

- (1) 講師と事業の趣旨を共有しながら、事業参加者が人権意識を育むことができるような内容や教材づくりに努めること。
- (2) 事業実施の際には、これまでの取組で得た意見などを検証し、事業内容の工夫・改善に努めること。また、子どもが参加しやすい魅力のある事業や、成長とともに行動範囲や人間関係が広がっていく中高生にも参加しやすい事業を実施すること。
- (3) 関係機関と連携しながら啓発や防犯活動を実施すること。
- (4) 島本町いきいき・ふれあい教育事業実行委員会について、円滑な運営に努めること。

【実施内容】

- (1) 青少年人権教育
参加者だけでなく、各講師等に対しても青少年向けの各種事業を人権文化センターで実施する意義や、豊かな体験が人権意識につながることを説明することにより、認識の共有を図り、人権意識の向上に努めた。
- (2) 青少年健全育成
青少年健全育成大会を開催し、中学生以下を対象に、科学への興味関心を高めるため、おもしろ科学実験ショー・実験工作教室・簡単工作教室・実験体験コーナーを実施した。
また、令和4年度に引き続き、中高生俳句大会を実施した。
- (3) 青少年指導員関係
青少年指導員協議会と連携を図りながら、年に2回、町内の夜間パトロールを実施した。
- (4) いきいき・ふれあい教育事業
家庭や地域の教育力の向上を図るため、学校、保護者、各家庭を取り巻く地域の大人たちが連携するネットワークである「いきいき・ふれあい教育事業実行委員会」の運営を支援した。なお、当該実行委員会については、時代の変化とともに担い手不足等の課題が生じており、同じ形態での継続が困難であることから、令和5年度末をもって解散を決定された。

【青少年人権教育事業参加者数(人)】

事業名	年度	令和4年度	令和5年度
親子で勾玉づくり体験！（親子の交流）		97 (40 世帯) ※3 回開催	130 (54 世帯) ※3 回開催
親子で卒業☆入学お祝いイルミネーションづくり体験！（親子の交流）		24 (11 世帯)	28 (12 世帯)
学習支援の場		延べ853	延べ986
毎週木曜日(学校の休業中は除く)		延べ695	延べ674
夏休み学習支援の場スペシャル☆		延べ158	延べ312
書道教室(文字の意味から人権を学ぶ)		延べ91	延べ101
手話教室(手話の習得と人権を学ぶ)		延べ63	延べ112
アート教室(豊かな感性を培う)		延べ104	延べ75
計		延べ1, 232	延べ1, 432

【人権教育推進事業等参加者数(人)】

事業名	年度	令和4年度	令和5年度
識字学級		延べ30	延べ24

【解放子ども会活動の参加者数(人)】

事業名	年度	令和4年度	令和5年度
解放子ども会活動		延べ14	延べ11

【青少年健全育成事業参加者数(人)】

事業名	年度	令和 4 年度	令和 5 年度
青少年健全育成大会		延べ 205	延べ 584
二十歳のつどい	対象者数	271	287
	参加者数	230	215
	参加率 (%)	84. 9	74. 9

【いきいき・ふれあい教育事業実行委員会】

年度	令和4年度	令和5年度
構成団体数（団体）	25	25
家庭教育支援事業 参加者数（人）	延べ249 (4校2園2所)	延べ97 (6校1園2所)
地域交流事業 参加者数（人）	延べ112 (1園)	延べ1, 141 (2校1園)

【評価】

- (1) 青少年人権教育について
人権文化センターで実施した青少年向けの各種事業については、自学自習の習慣付けや親子の交流を深める機会を支援することができた。
- (2) 青少年健全育成について
実施内容や方法を検討しながら青少年健全育成大会を開催し、多くの青少年に学習と体験の機会を提供することができた。
- (3) 青少年指導員関係について
年2回の夜間パトロールやこども110番の家運動への協力など、青少年が心身ともに健全に成長できる環境づくりに寄与した。
- (4) いきいき・ふれあい教育事業について
いきいき・ふれあい教育事業実行委員会について、在り方の検討を進めることができた。

【今後の課題】

- (1) 青少年人権教育について
人権文化センターで実施する各種事業について、より社会のニーズにあった内容を模索する必要がある。
- (2) 青少年健全育成について
青少年向けの事業について、多くの子どもが興味関心を持つ内容を模索する必要がある。
- (4) いきいき・ふれあい教育事業について
いきいき・ふれあい教育事業実行委員会が解散したことにより、学校・保護者・地域が連携するネットワークの新たな形について、必要性を含め検討する必要がある。

【２】文化財保護の推進

令和５年度教育・保育重点目標の内容

【重点目標】

- (1) 町指定文化財の指定等を進め、これらを活用した各種事業を展開し、文化財の保護及び啓発に努めるとともに、地域の活性化を図る。
- (2) 埋蔵文化財包蔵地内・包蔵地外での開発に伴う調査を実施し、遺跡の記録保存と保護に努める。
- (3) 埋蔵文化財の調査で見つかった資料を活用し、文化財保護の普及啓発を推進する。
- (4) 歴史文化資料館を拠点に、郷土を中心とした歴史・考古・民俗等に関する資料の調査を実施し、保存に努めるとともに、展示資料の充実を図る。
- (5) 歴史文化資料館について、管理運営に支障のない範囲で、住民交流の場として施設の使用を許可し、文化財の保存と活用の両立を図る。
- (6) 史跡桜井駅跡史跡公園内に存在する石碑等を、適切に維持管理し、文化財の保存及び普及啓発に努める。

【本年度の指示事項】

- (1) 新たな町指定文化財の指定等に向けて、調査・研究に取り組むこと。
- (2) 埋蔵文化財包蔵地内・包蔵地外での調査を適切に実施すること。
- (3) 埋蔵文化財の調査で見つかった遺構の復元や遺物の展示などを行い、住民及び来訪者に対して埋蔵文化財に触れる機会を提供し、周知・啓発に取り組むこと。
- (4) 文化財資料調査を基に、郷土に関連した展示を行うこと。また、本町で昔から使用されている生活の道具を展示し、本町の暮らしの移り変わりを学ぶ場を提供すること。
- (5) 歴史文化資料館について、引き続き住民交流の場及び情報発信基地としての活用に取り組むこと。ただし、施設使用許可に当たっては、必要に応じて条件を付すなど、所蔵資料及び建物の保存と活用を両立するよう、万全を期すること。
- (6) 史跡桜井駅跡史跡公園内の文化財について、安全に公園を利用できるよう維持管理するとともに、適切に文化財の保存を行うこと。

【実施内容】

(1) 文化財保護

町指定文化財等候補リストの一つである高浜地区にある「西田家文書」の調査報告書を刊行したほか、水無瀬家に伝わる近世・近代文書及び和歌資料の調査を実施し、内容の把握に努めた。

また、住民から寄贈を受けた郷土の歴史に係る民俗資料及び古文書等の分類・整理を進め、寄贈された資料を中心とした企画展「令和４年度 寄贈資料大集合！」を実施した。

(2) 埋蔵文化財確認・保存

埋蔵文化財包蔵地内において１６１件の届出を受け、青葉南遺跡で１件、尾山遺跡で１件、広瀬遺跡で１件の計３件の埋蔵文化財発掘調査、広瀬遺跡で８件、尾山遺跡で１件の確認調査及び試掘調査を実施した。また、埋蔵文化財包蔵地外で８２件の届出を受け、桜井地区で２件、高浜地区で１件、青葉地区で１件の確認調査及び試掘調査を実施し、島本の歴史の解明に努めるとともに、遺跡の記録保存を行った。

(3) 埋蔵文化財活用

桜井せせらぎ公園内に令和２～３年の尾山遺跡の発掘調査で見つかった泉跡を再現、町内発掘調査成果展の開催、文化財調査報告書の発刊及び奈良文化財研究所のホームページへの掲載などを行い、本町の埋蔵文化財の周知・啓発に努めた。

(4) 歴史文化資料館展示

企画展「近代のいぶきーこの町のあの工場ー」と題し、創業１００年を迎えるサントリー山崎蒸溜所を中心に、本町とともに歩んできた企業の写真をパネルで紹介した。

また、企画展「近世の離宮八幡宮社家と山崎－藤井家文書－」では、未公開の史料を交えて公開し、近世の離宮八幡宮や山崎地域の歴史、社家の生活等を紹介した。

来館者の世代間交流の場を提供し、身近な民俗資料を展示する企画展「むかしの道具展～測る・量る・計る～」を開催し、町内の小学3年生を対象とした体験学習を実施した。

(5) 歴史文化資料館等活用

歴史文化資料館の展示や運営に支障のない範囲で、展示室や正面広場等を住民に提供し、歴史・文化の情報発信基地として交流・活動する場とした。

(6) 史跡桜井駅跡史跡公園維持管理

史跡桜井駅跡史跡公園内にある石碑等の文化財について適切な維持管理・保存に努めた。

【土木工事等に伴う埋蔵文化財の届出受領件数(件)】

年度		令和4年度	令和5年度
遺跡名			
包蔵地内	水無瀬離宮跡	12	8
	源吾山遺跡	0	0
	水無瀬荘跡	14	7
	桜井遺跡	7	1
	桜井御所跡	1	1
	広瀬遺跡	36	61
	山崎西遺跡	2	1
	山崎東遺跡	2	1
	西国街道	3	5
	桜井駅跡	0	0
	御所ノ平遺跡	0	0
	越谷遺跡	3	19
	神内古墳群	0	0
	鈴谷瓦窯跡	0	0
	御所池瓦窯跡	0	2
	広瀬南遺跡	1	0
	青葉遺跡A地点	0	0
	青葉遺跡B地点	0	0
	広瀬溝田遺跡	0	0
	鈴谷遺跡	0	0
	西浦門前遺跡	0	0
	尾山遺跡	7	55
	五反田遺跡	0	0
	青葉南遺跡	2	0
小計		90	161
包蔵地外		79	82
合 計		169	243

【町指定文化財の一覧表】

号数	名称	指定年月日
第 1 号	「水無瀬駒 関連資料」	平成21年 4月 14日
第 2 号	「神像（伝 聖徳太子七歳像）」	平成22年 4月 5日
第 3 号	「宝城庵 薬師如来立像」	平成23年 4月 1日
第 4 号	「勝幡寺 薬師如来立像」	平成24年 4月 1日
第 5 号	「勝幡寺 元三大師みくじ関係資料 一式」	平成26年 4月 1日
第 6 号	「須恵器 大甕」	平成27年 4月 1日
第 7 号	「若山神社 絵馬」	平成30年 1月 15日

【歴史文化資料館入館者数(人)】

行事名	年度	令和4年度	令和5年度
展示		15,391	17,451
講演会		100	74
コンサート		465	—
小学生民具体験講座		中止	306
合 計		15,956	17,831

※教育委員会主催の「資料館コンサート」は令和4年度を以って廃止した。

【歴史文化資料館企画展の内容と入館者数】

企画展名	開催日数（日）	延べ入館者数（人）
「令和4年度 寄贈資料大集合！」	39	1,886
「近代のいぶき - この町のあの工場 - 」	60	4,290
「町内発掘調査成果展」	47	1,071
「近世の離宮八幡宮社家と山崎 - 藤井家文書 - 」	54	3,396
「水無瀬駒 関連資料」実物展示	2	156
「むかしの道具展～測る・量る・計る～」	39	2,104
合 計	241	12,903

【評価】

(1) 文化財保護について

町指定文化財等候補リストに掲載のある文書等について調査を進めることで、滅失、散逸を防ぐとともに、資料の利活用に向けた準備を行った。

(2) 埋蔵文化財確認・保存について

土木工事等に伴う埋蔵文化財の届出受領件数が大幅に増加したが、発掘調査、確認調査及び試掘調査の件数を適切に実施し、埋蔵文化財の記録保存を行った。

(3) 埋蔵文化財活用について

尾山遺跡の遺跡跡の再現に当たっては、プロポーザル方式で業者を選定することで有用な提案を受けられた。また、専門家の意見も取り入れ、丁寧に事業に取り組むことができた。

(4) 歴史文化資料館展示について

文化財の調査、保存に努め、展示資料の充実を図るとともに、展示内容を工夫することにより、来館者に世代間交流の場を提供することができた。

(5) 歴史文化資料館等活用について

歴史文化資料館及び史跡桜井駅跡を、住民団体に交流・活動の場として提供し、文化財の活用を図ることができた。

- (6) 史跡桜井駅跡史跡公園維持管理について
史跡公園内の石碑や文化財看板などの状態を点検し、問題がないことを確認した。なお、桜井駅跡の現状変更の手続は、令和5年度は発生がなかった。

【今後の課題】

- (1) 文化財保護について
町内の考古・美術工芸品・古文書・民俗資料等の悉皆調査を進めるとともに、世代交代等により伝統的な建造物の取壊し等が行われていることから、これらが滅失する前に、適切に記録保存を実施する必要がある。
また、デジタルアーカイブの構築については、費用面等も考慮しながら検討する必要がある。
- (5) 歴史文化資料館等活用について
歴史文化資料館の耐震診断を行い、適切な補強計画案を作成するとともに、登録有形文化財としての保存方法を検討する必要がある。

【3】生涯学習活動の推進

令和5年度教育・保育重点目標の内容

【重点目標】

- (1) 各種文化教室事業において、より多くの住民が参加できるよう、生涯学習活動の充実を図る。
- (2) 生涯学習の推進を図り、各部局の所管事業を住民が身近に理解できるよう、講座内容において取り上げるなど、学習内容の見直しを図る。
- (3) 町内で活動する生涯学習関係団体に関する広報を積極的に行い、住民の学習機会の充実を図る。
- (4) 学習活動を通じて、文化の推進を主体的に担える人材育成に努め、かつ、団体の育成に努める。

【本年度の指示事項】

- (1) 各種教室等について、開講数や時期について住民ニーズに応じた新規の教室事業を検討・開催することで、参加者の拡大に取り組むこと。
- (2) 講座の実施に当たっては、参加者ニーズを検証しつつ、他部局で実施している事業の活用なども検討し、学習内容の見直しに取り組むこと。
- (3) 生涯学習関係団体の活動内容などを掲載した紹介冊子の作成やホームページへの情報掲載等、各団体活動の広報に取り組むこと。
- (4) 生涯学習関係団体の設立支援として、引き続き各種教室等の修了者に対する団体制度の説明や、町内在住講師の起用など、積極的に取り組むこと。

【実施内容】

- (1) 文化教室実施
新規事業として、「扇子の絵付け体験教室」及び「おすすめの本を紹介しよう！」を開講し、既存の受講生にとどまらず、より多くの住民に対し、生涯学習機会を提供できるよう努めた。
- (2) 文化教室の見直し
受講対象を限定していたシニア世代学級から、より広い世代が対象となるような事業内容を検討する等、学習内容の見直しに努めた。
- (3) 生涯学習団体支援
生涯学習関係団体の紹介冊子を作成し、本町担当課窓口だけでなく、各公共施設に設置及びホームページ上に公開することで、生涯学習活動への参加機会の拡充に努めた。
- (4) 団体の自立支援
令和6年3月末をもって終了する予定であった「民謡教室」受講生に対し、引き続き同様の活動ができるよう、社会教育関係団体への加入や生涯学習関係団体の登録について説明し、住民による自主的な生涯学習活動の推進に努めた。

【講座教室延べ参加者数(人)】

事業名	場所・年度	場所	令和４年度	令和５年度
陶芸教室	ふれあいセンター		390	—
民謡教室			212	255
たのしい絵画教室			90	137
ポーセラーツ教室			18	中止
トールペイント教室			13	—
グラスアート体験教室			7	9
浴衣着付け体験教室			6	10
扇子の絵付け体験教室（令和５年度新規）			—	4
小学校英語教室			422	—
古文書講座			68	61
バルーンアートであそぼう！			16	13
おすすめの本を紹介しよう！（令和５年度新規）			—	2
少年少女和太鼓教室	第三小学校 生涯学習課活動室		332	476
和太鼓教室（青年の部）			106	146
和太鼓教室（一般の部）			334	433
計			2,014	1,546

※ ポーセラーツ教室について、受講希望者を募集したところ、定員10人に対し、1人のみの申込みであったため、開催を中止した。

【文化祭参加者数(人)】（主催：島本町文化祭事業実行委員会）

事業名	場所・年度	場所	令和4年度	令和5年度
島本町文化祭		ふれあいセンター	延 1,950	延 15,000

※ 令和4年度は新型コロナウイルス感染拡大状況等を鑑み作品展示のみ、令和5年度は作品展示及び舞台発表を開催した。

【評価】

- (1) 文化教室実施について
開催日や内容を工夫し、より多くの住民が参加しやすい生涯学習機会の拡充に努めた。
- (2) 文化教室の見直しについて
長年続いている文化教室については、受講者の固定化が見られることから、自立を促すとともに、新たな教室を開講するなど、適宜適切な見直しを行った。
- (3) 生涯学習団体支援について
生涯学習関係団体の紹介冊子を公共施設に設置及びホームページ上に公開し、生涯学習に関心のある住民に対する情報発信に努めた。
- (4) 団体の自立支援について
自立を促す団体に対しては、社会教育関係団体への加入や生涯学習関係団体の登録について説明するなどの支援を行った。

【今後の課題】

- (2) 文化教室の見直しについて
多くの住民に対し生涯学習活動機会を提供するとともに、長期継続してきた教室は、より自発的に生涯学習活動を行っていけるよう団体化を促す等、引き続き文化教室の内容刷新に努める必要がある。

(3) 生涯学習団体支援について

更に多くの住民が生涯学習活動へ参加するため、ホームページ上に公開している生涯学習関係団体の情報を工夫し、情報提供機会の拡充に努めていく必要がある。

【４】図書館サービスの推進

令和５年度教育・保育重点目標の内容

【重点目標】

- (1) 様々な方に来館いただけるようホームページ等を活用し、図書の紹介や各種イベント情報などを積極的に利用者へ配信する。
- (2) 利用者が本を手に取り、興味を持って読んでいただけるよう書架の充実に努める。
- (3) 北摂地区における公立図書館の広域利用事業を推進する。
- (4) 「島本町子ども読書活動推進のための方針」に基づき、関係機関と連携し、読書活動の推進を図る。
- (5) 除籍図書などの有効活用について引き続き検討する。

【本年度の指示事項】

- (1) 町立図書館に関する情報について、様々な媒体を活用し、配信の充実に努めること。
- (2) 毎月、季節や時事、年齢等に応じた特集コーナーを設け、本との新たな出会いの機会の充実に努めること。
- (3) 図書館の広域利用について、他市町相互の連携の下、円滑な運営に努めること。
- (4) 「島本町子ども読書活動推進のための方針」に基づき、学校・家庭・地域の連携による状況の変化に対応した読書環境づくりに努め、読書活動の推進を図ること。
- (5) 寄贈図書及び除籍図書の売却を継続して実施するとともに、リサイクルブックコーナーを設置し、利用者への還元を図ること。

【実施内容】

- (1) 図書館広報
町のホームページや広報誌を通じて、毎月実施しているおはなし会などの案内を行った。また、秋の図書館まつりや、おはなし会スペシャル等、イベント性の高い事業においては、町のLINEやフェイスブックを活用し、周知を図った。
- (2) 図書館の魅力向上
毎月、利用者の興味を引き、手に取ってもらえるよう、一般書において２か所、児童書において１か所の特集コーナーを設けた。また、「みづまろくん」をデザインした新しい図書館カードを選択できるようにした。
- (3) 図書館広域利用
平成２９年７月から北摂７市３町（豊中市、池田市、吹田市、高槻市、茨木市、箕面市、摂津市、豊能町、能勢町、島本町）の公立図書館において開始となった広域利用について、円滑な推進を図った。
- (4) 学校図書館連携
学校図書館専任職員連絡会へ参加し、学校図書館における活動内容の情報収集や、町立図書館で行う事業の参加協力依頼等を行い、読書活動の推進を図った。また、町立小中学校の児童・生徒が、図書に親しみ、読書機会を増やすため、直接、町立図書館へ行かなくても、学校を通して貸出や学校教職員の調査・研究や調べ学習のため貸出ができることを目的とした「島本町立図書館と島本町立小学校及び中学校における資料貸出に係る事務取扱要領」を改正し、毎日予約を可能とし、学校への貸し出しを促進した。
- (5) 不用図書の活用
前年度に実施した寄贈を受けた資料のうち不用となった資料の売却だけでなく、除籍資料の売却を行い、歳入の確保に努めた。また、８月には図書館や歴史文化資料館、人権文化センター、町立体育館において、各施設入口付近に「リサイクルブックコーナー」を設け、図書館で使用しなくなった図書等を来館者が自由に持ち帰られるよう、図書のリサイクルに努めた。

【蔵書数(点)】

年度		令和4年度	令和5年度
蔵書累計		108,941	116,887
受入数	購入数	4,721	4,552
	寄贈数	432	484
	計	5,153	5,036

※ 蔵書能力(約10万点)等の制約があるが、適切で新鮮な資料の収集と提供を図っている。

【入館者及び貸出点数】

年度		令和4年度	令和5年度
入館者数(人)		118,488	116,887
貸出点数(点)		318,969	316,814
貸出点数／入館者(点)		2.7	2.7
貸出点数／人口(点)		10.1	10.0
人口(4月1日)		31,603	31,670

※ 入館者1人当たりの貸出点数＝各年度の貸出点数／各年度の入館者数

※ 人口1人当たりの貸出点数＝各年度の貸出点数／各年度末の翌日(4月1日)人口

【登録者数】

年度		令和4年度	令和5年度
登録者数(人)		12,624	12,276
うち15歳以下(人)		2,334	2,267
貸出点数／登録者(点)		25.3	25.8
登録者／人口(%)		39.9	38.9
人口(4月1日)		31,603	31,670

※ 登録者1人当たりの貸出点数＝各年度の貸出点数／各年度末の登録者数

※ 人口に占める登録者の割合＝各年度末の登録者数／各年度末の翌日(4月1日)人口

【予約受付数】

年度		令和4年度	令和5年度
件数(件)		35,720	36,236
予約点数／登録者(点)		2.8	3.0

※ 登録者1人当たり予約点数＝各年度の予約受付件数／各年度末の登録者数

【幼児・児童向け事業延べ参加者数(人)】

	令和4年度	令和5年度
おはなし会	650	688
わくわくかみしばい	70	96
おはなし会スペシャル(はる)	39	41
えほんがいっぱい！展	198	293
図書館の本で調べるぞ！！なんでも調べ隊（令和5年度新規）	—	86
夏休みクイズラリー（令和5年度新規）	—	201
おはなし会スペシャル(あき)	21	52
ぐりとぐらおはなしクイズ（令和5年度新規）	—	155
冬のクイズラリー（令和5年度新規）	—	91
クリスマスのおはなし会	54	66
おたのしみ福袋（令和5年度新規）	—	30

【成人向け事業延べ参加者数(人)】

	令和4年度	令和5年度
なのはなのおはなし会	19	6

【小学校及び各種団体への貸出状況】

年度	令和4年度	令和5年度
団体貸出数(点)	4,149	4,373
団体数(団体)	156	161

【北摂地区広域利用状況（令和6年3月31日現在）】

	島本町が他市町利用者へ貸し出したもの				島本町利用者が他市町から借り受けたもの			
	令和4年度		令和5年度		令和4年度		令和5年度	
	人	冊	人	冊	人	冊	人	冊
高槻市	2,454	9,355	2,362	9,014	992	2,653	1,137	3,375
茨木市	10	43	20	77	96	327	170	566
摂津市	0	0	4	7	9	39	30	126
吹田市	0	0	11	51	36	142	35	146
豊中市	11	21	3	3	0	0	2	5
池田市	1	3	0	0	3	11	1	1
箕面市	0	0	0	0	0	0	0	0
能勢町	0	0	0	0	0	0	0	0
豊能町	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	2,476	9,422	2,400	9,152	1,136	3,172	1,375	4,219

【評価】

(1) 図書館広報について

イベントや企画内容を工夫するとともに、町のホームページや広報誌、事業によっては町のLINEやフェイスブックで周知を図り、子どもから大人まで、図書館に来館するきっかけを作ることができた。また、広報誌で新刊の一部を「おすすめの本」として紹介した。

(2) 図書館の魅力向上について

週1回の選書会議において、利用者に長く借りていただけることを目的として購入図書を選定した。一方で、受入からおおむね5年以上が経過し、貸出割合が低減している図書については、社会情勢などを踏まえて除籍を行い、新陳代謝を図った。

利用者の興味を引き、手に取ってもらえるよう、毎月、一般書において2か所、児童書において1か所の特集コーナーを設けて展示した。

人権文化センターが実施した「読みメン養成講座」（男性を対象とした読み聞かせの講座）に参加された方が、図書館での読み聞かせを継続的にやっていただくなど、町内での連携により読み手の裾野が広がった。

引き続き、町のブックスタート事業である「島本町出合いの絵本事業」に協力した。

(3) 図書館広域利用について

従前に引き続き、北摂7市3町（豊中市、池田市、吹田市、高槻市、茨木市、箕面市、摂津市、豊能町、能勢町、島本町）の公立図書館の広域利用について、円滑な推進を図った。

(4) 学校図書館連携について

「島本町立図書館と島本町立小学校及び中学校における資料貸出に係る事務取扱要領」を改正し、毎日予約を可能とするなど、児童・生徒等がより簡便に町立図書館の資料を利用できるようにした。

(5) 不用図書の活用について

前年度に実施した寄贈を受けた資料のうち不用となった図書の売却だけでなく、除籍資料の売却を行い、歳入の確保に努めた。また、8月には図書館や歴史文化資料館、人権文化センター、町立体育館において、各施設入口付近に「リサイクルブックコーナー」を設け、図書館で使用しなくなった図書等を来館者が自由に持ち帰られるよう、図書のリサイクルに努めた。

【今後の課題】

(1) 図書館広報について

事業については、今後も引き続き見直しを行い、子どもから大人まで図書館に来館するきっかけづくりを続けていくよう努めること。また、SNS等を用いて図書館についてより周知を図る必要がある。

(3) 図書館広域利用について

現在、絵本や紙芝居の読み聞かせボランティア団体等のご協力により実施しているが、より多くのボランティアに参加いただけるよう、ボランティアの育成について取組を検討する必要がある。

(5) 不用図書の活用について

「リサイクルブックコーナー」について、コロナ禍以降、密を避けるために各施設での分散実施としているが、以前のように収容人数の大きい場所での短期集中型実施など、図書のリサイクルをすすめるためにより適切な実施手法を検討する必要がある。

【５】スポーツ活動の推進

令和５年度教育・保育重点目標の内容

【重点目標】

- (1) ニュースポーツについて、広く住民へ周知を図り、普及に努める。
- (2) 町立体育館の整備について、町財政との整合性を図りつつ、調査検討を進める。
- (3) 利用者が安全に利用できるよう、スポーツ施設や備品等について、適切な維持管理に努める。
- (4) 定期的にスポーツ教室を開催し、生涯スポーツの普及啓発を図る。
- (5) 誰もが生涯にわたって、健康や体力を保持し、生きがいを持てる環境づくりに努める。

【本年度の指示事項】

- (1) ニュースポーツを周知するため、定期的に体験教室を開催する際には、効果的な周知の方法を検討・工夫するとともに、ＰＴＡ行事への協力等により、ニュースポーツの普及に取り組むこと。
- (2) 町立体育館の今後の方向性について、関係部局と連携を図りながら、整備手法等の方針策定のため調査検討を進めること。
- (3) 町内スポーツ施設を適切に維持管理するとともに、計画的な修繕及び更新に努めること。
- (4) 参加者ニーズを検証しながら教室の内容を検討すること。
- (5) 子どもから高齢者まで誰もが生きがいを持てる環境づくりのため、スポーツ関係団体等の活動の支援に努めること。

【実施内容】

- (1) ニュースポーツ普及
定期的にニュースポーツ体験教室を開催するとともに、小学校のＰＴＡ行事にも協力し、町内でのニュースポーツの普及に努めた。
- (2) 新体育館等整備検討
水無瀬川緑地公園内に町立体育館、学校プール及び東大寺公園テニスコートを移転整備する方針を決定した。
- (3) スポーツ施設維持管理
利用者が安全に利用できるよう、スポーツ施設や備品等について、適切な維持管理に努めた。
- (4) スポーツ教室
令和４年度に好評であった「運動あそび教室」のほか、ダブルダッチやソフトバレーボールなど７種目のスポーツ教室を開催し、生涯スポーツの普及に努めた。
- (5) スポーツ関係団体支援
団体の活動内容の把握に努め、日常活動の相談や課題の解決について支援した。

【ニュースポーツ体験教室】

	開催回数	参加人数
ニュースポーツ体験教室	9回	84人

【生涯スポーツ振興事業参加者数（人）】（主催：町民スポーツ実行委員会）

事業名	年度	令和4年度	令和5年度
町民スポーツ祭		1,288	2,280
スポーツレクリエーション祭		中止	中止

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、スポーツレクリエーション祭は中止された。

【スポーツ教室延べ参加者数(人)】

事業名	年度	令和4年度	令和5年度
ダブルダッチ		981	1,032
ソフトバレーボール		256	279
バドミントン		306	307
ヨガ		425	438
ジュニアテニス		710	635
体幹&ストレッチ		404	363
運動あそび		110	99
計		3,192	3,153

【総合型地域スポーツクラブ しまもとバンブークラブ会員数・教室数】

年度	令和4年度	令和5年度
会員数（人）	235	305
種目数（個）	20	21
教室数（個）	25	26

【町立体育館利用者数】

施設名	年度	令和4年度	令和5年度
第1体育室	件数（件）	1,202	1,197
	人数（人）	19,790	19,835
第2体育室	件数（件）	1,009	990
	人数（人）	11,415	12,599
第3体育室	件数（件）	1,067	971
	人数（人）	11,374	11,154
トレーニングルーム	件数（件）	16,590	19,384
	人数（人）	16,590	19,384
研修室	件数（件）	79	89
	人数（人）	722	824
計	件数（件）	19,947	22,631
	人数（人）	59,891	63,796

【学校教育施設利用者数】

○体育館

施設名	年度	令和4年度	令和5年度
第一小学校	件数（件）	403	384
	人数（人）	6,893	7,624
第二小学校	件数（件）	270	293
	人数（人）	6,157	6,513
第三小学校	件数（件）	442	481
	人数（人）	8,154	9,541
第四小学校	件数（件）	745	787
	人数（人）	13,249	14,863
第一中学校	件数（件）	532	566
	人数（人）	11,099	12,797
第二中学校	件数（件）	374	435
	人数（人）	5,499	6,740
計	件数（件）	2,766	2,946
	人数（人）	51,051	58,078

○グラウンド

施設名	年度	令和4年度	令和5年度
第一小学校	件数（件）	20	13
	人数（人）	828	492
第二小学校	件数（件）	105	103
	人数（人）	4,426	4,365
第三小学校	件数（件）	97	90
	人数（人）	4,308	4,118
第四小学校	件数（件）	111	120
	人数（人）	4,320	5,351
第一中学校	件数（件）	66	60
	人数（人）	4,622	4,081
第二中学校	件数（件）	81	74
	人数（人）	2,674	2,818
計	件数（件）	480	460
	人数（人）	21,178	21,225

【テニスコート利用者数】

施設名	年度	令和4年度	令和5年度
東大寺公園 テニスコート	件数（件）	1,960	1,904
	人数（人）	18,481	17,819
第二中学校 テニスコート	件数（件）	586	628
	人数（人）	3,595	3,706
計	件数（件）	2,546	2,532
	人数（人）	22,076	21,525

【水無瀬川緑地公園スポーツ広場利用者数】

年度	令和4年度	令和5年度
件数（件）	261	275
人数（人）	23,700	27,814

【評価】

- (1) ニュースポーツ普及について
スポーツ推進委員が委員間で研修を行うことで競技能力向上に努めるとともに、体験教室を実施し、地域に還元することができた。また、ニュースポーツ体験教室参加者等にチラシ配布を行うなど広く募集を行い、スポーツ推進委員数を増やすことができた。
- (2) 新体育館等整備検討について
老朽化が進む町立体育館、小中学校プール及び東大寺公園テニスコートについて、水無瀬川緑地公園敷地内に移転整備する方向性を決定した。
- (3) スポーツ施設維持管理について
各施設の維持管理を適切に行い、利用者に安全に利用していただけるよう努めた。
- (4) スポーツ教室について
7種目の教室を開催し、令和4年度と同数の受講者があった。
- (5) スポーツ関係団体支援について
社会教育関係団体であるNPO法人島本町体育協会、少年野球協議会、島本レクリエーション協会や、総合型地域スポーツクラブであるNPO法人しまもとバンブークラブなど、多様な団体が活動しており、日常活動の相談や課題の解決について支援した。

【今後の課題】

- (2) 新体育館等整備検討について
新体育館等の移転整備に向けた基本計画を策定する必要がある。
- (5) スポーツ関係団体支援について
町内のスポーツ活動の推進のため、各種スポーツ関係団体への情報提供や団体間での連絡調整の場の提供などの支援に努める必要がある。

【長井先生からの御意見】

- ① P 4 6 の「【実施内容】」(6)について、「適切な維持管理・保存に努めた」とありますが、具体的に何に努められたのかについて記載の検討をお願いします。
- ② P 5 6、5 7、5 8、5 9 にスポーツ活動についての記述がありますが、町内のスポーツ活動の現状について知りたく、それぞれの取組についての繋がりについて記載の検討をお願いします。例えば、総合型地域スポーツクラブについて中学校区を単位として設置し、集約することで、年齢や種目を超えて全域を網羅することの可能性もあるように思います。

【川窪先生からの御意見】

P 4 2

【1 青少年健全育成の推進】における「令和5年度教育・保育重点目標の内容」の重点目標「(4) 家庭の教育力、地域の教育力の向上を図るため、学校、保護者、各家庭を取り巻く地域の大人たちが連携するネットワークづくりに努める」が、「いきいき・ふれあい教育事業実行委員会」の解散により、令和6年度の指示事項より削除されているようです。今回の点検・評価結果報告に対する意見の範疇を超えているかとは思いますが、同じ形態での継続が困難であるとしても、引き続き、「地域、学校、家庭の連携・協力を推進していく」という目標は、ここでも挙げておくべきではと考えます。貴町教育委員会が、学校運営協議会も開設され、ネットワークづくりにも取り組まれておられることに鑑みると、学校を核とした地域づくりや生涯学習施設における世代間交流事業の開催等その取組み手法はいかようにも模索・展開できるのではないのでしょうか。

P 4 5

【2 文化財保護の推進】に関して、島本町は国宝や重要文化財を豊富に有する町であり、「西田家文書」や「藤井家文書」等歴史的な文書のご寄贈も続いている状況にあります。また、歴史文化資料館での多様な企画展等により、入館者数も確実に増加傾向にあり、住み続けたい街への想いや地元への更なる愛着、シビックプライドを深めることに寄与されておられると考えます。他の生涯学習施設と連携し、同時テーマ展示開催等により、各施設の相互利用促進につながるイベントや展示も引き続き積極的に取り組んでいただくことを期待します。

そして将来的には、デジタルアーカイブの構築も検討されてはと願います。

P 5 2

【4 図書館サービスの推進】における重点目標「(4) 「島本町子ども読書活動推進のための方針」に基づき、関係機関と連携し、読書活動の推進を図る」に対する「取組状況」について以下に4点意見を述べます。

・【学校図書館連携】として、通送便活用という物流を確保し、学校と公共図書館間の手続きを簡便化したうえで団体貸出を促進しているということは特筆すべきことと考えます。人的・物的措置に加え、物流環境も整備されるといった学校図書館への重点的な措置により、今後、大きな成果を獲得していかれることと思います。

・ただ、教育委員会の方針で、重点目標に掲げられた「・・・関係機関と連携し、読書活動の推進を図る。」というところの「関係機関」とは、教育委員会管轄外の部署や機関を想像してしまいます。乳幼児期からの切れ目のない読書推進も見据え、町長部局が実施されているブックスタート事業にも協力支援を続けておられると認識していますので、【実施内容】に、ブックスタート事業の支援の継続といった記述もあってよいのではと考えます。

・平成31年に「島本町子ども読書活動推進のための方針」を策定されています。今後に向けては、令和5年3月に閣議決定された「第5次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」も見据えた方針の更新（例えば、多様な子どもたちの読書機会の確保という視点でのアクセシブルな書籍の整備）についての検討を開始されることも期待したいと思います。

・また、令和4年度の新規事業であった「多言語のおはなし会」や「異文化に触れる展示」については、令和5年度は継続開催されていません。おそらく参加人数がきわめて少なく、より効果的な取り組みをというご判断により、別の催しに切り替えて企画されたことと推測します。予算や体制の関係で、適切な選択であったかとは思いますが、国際化の時代、島本町の外国人人口も増え続けていることを踏まえれば、地道に多文化サービスとして継続開催し、たとえ参加者数が少なくともHPやSNSで発信し続けることが島本町の自治体としての姿勢、母語が日本語でない住民へのメッセージにもなり得るかと思います。コスパだけで考えるべきではない取り組みとして、あまり手間がかからない範囲で、地道な継続開催及び情報発信を期待します。